



穴水町越原の迂回路

(2) 能登有料道路復旧工法検討委員会

道路公社では、地震発生当日に「能登有料道路復旧工法検討委員会」を設置し、現地調査と復旧工法の検討に着手した。

4月4日の第2回目の委員会においては、能登有料道路が能登地域と金沢地域を連絡し、第1次緊急輸送道路に指定されている重要な路線であること、また、今回の能登半島地震により高嵩土に大きな被害を受けたことを踏まえ、今回の地震と同程度の地震に対しても大きな被害が発生しないよう十分に耐震性を考慮して復旧することが再言された。

5月1日の第3回目の委員会において、各崩落箇所の復旧工法が決定された。

(3) 本復旧工の基本方針

本復旧工事は、「復旧工法検討委員会」での提言を受け、次のような対策工を施工した。

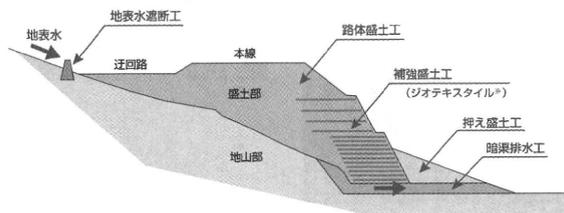
- ・ジオテキスタイル®を用いた補強盛土工
 - ・十分な排水対策
 - ・法尻部における残土を用いた押え盛土
- 夏から秋にかけて晴天が続いたことと、施工業者の昼夜にわたる懸命な復旧作業により、10月25日に8カ所ある迂回路のうち、まず、穴水町越原の迂回路を解消した。その後、11月30日までに全ての迂回路を解消し、これにより従来の安全で快適な高速交通サービスを提供することが可能となった。

※ジオテキスタイルとは
強度の強い繊維を格子状に組み合わせたネット型シート



ジオテキスタイルを敷設している状況=7月29日、七尾市中島町上川

復旧工法の概念図



亀裂が発生した斜面下に人家などがあり崩壊による人的被害発生のおそれがある箇所については、観測機器及び警報機を設置し警戒避難体制と連絡体制の整備を図った。

輪島市門前町鹿嶺地区では、斜面に亀裂が発生し、既設の斜面対策施設も被災したため、応急対策として斜面上部の亀裂・段差にシートを張るとともに、地盤伸縮計を設置し観測を行った。

輪島市大沢町では落石のおそれが生じたため、落石防止柵の設置と転石の周囲をコンクリートで固定する作業を実施した。

砂防・地すべり・急傾斜地の災害復旧は、平成20年度末までに災害関連15カ所、災害復旧18カ所の全ての箇所が完成する予定である。

砂防・地すべり・急傾斜地の内訳

事業区分	砂防	地すべり	急傾斜地	箇所数計	事業費(万円)
災害関連緊急砂防等事業	1	6	8	15	1,791
公共土木施設災害復旧事業	6	3	9*	18	475

(注) 市施工分2カ所を含む



復旧した斜面=平成19年3月26日、鹿嶺地区



復旧状況=平成20年2月21日、鹿嶺地区

(2) 輪島市門前町深見地区の状況

輪島市門前町深見地区は、集落へ通ずる市道が大規模地すべりにより埋塞し通行不能になったことに加え、集落裏山の斜面に亀裂が発生したため、住民の自主的な判断により、集落の全世界帯が地下地区に設置された仮設住宅に入居することとなった。

県と市では、住民の一日も早い帰宅を可能にするため、工程を調整しながら復旧工事に全力をあげた。

まず、県では、集落裏山の斜面に亀裂が発生し、斜面下にある擁壁が被災したため、斜面の動きを観測するための観測計器と警報機を設置するとともに、応急対策工事として水抜きボーリング工を実施した。この結果、4月8日からの住民一時帰宅が可能となった。

併せて、地すべり調査・設計を実施し、斜面の本復旧工事については、災害関連緊急地すべり対策事業で、また、被災した擁壁の復旧については、公共土木施設災害復旧事業で復旧を行うこととした。6月に頭部排土工に着手し、法枠工・アンカー工を順次実施して、斜面の安全確保を図った。

また、市では、埋塞した市道について、公共土木施設災害復旧事業の採択を受け、復旧作業を行った。まずは、4月7日より仮設道路の建設を進め、その後地すべりの安定化を図るため斜面上部の排土工を実施した。

11月25日には、市道の復旧工事が完成し、集落裏山の斜面の安全が確保できたことから夜間の帰宅制限を解除し、住民の帰宅が可能となった。



帰宅が可能となった深見地区住民から知事へ感謝の花束が贈られた=12月1日、道下応急仮設住宅内集会所

引き続き県では、斜面下の擁壁や法枠などの復旧工事を実施し、集落裏山斜面の全工事は平成20年8月に完了した。



8カ所のうち、まず穴水町越原の迂回路が解消された。右側が旧迂回路=10月25日



上り厚砂の陥没



応急復旧状況 七尾市中島町(能登有料道路)

本復旧後 同上

3 河川

震源地に近い、輪島市門前町鹿嶺～山辺地区の二級河川八ヶ川において、合計11カ所の護岸及び堤防の損壊が発生した。中でも、河口近くの鹿嶺～道下地区で延長650mにわたり、コンクリートブロック張護岸が大きく崩壊したこと、出水期における二次災害を防止するため、4月19日から応急復旧工事として大型土のう積みを実施し、5月20日に完了した。

輪島市熊野町地区内の二級河川原田川において、山腹法面崩壊により、延長50mにわたって河道埋塞が発生したが、地震発生当日に埋塞土砂の除去を行い、河道を確保した。

羽咋市西羽町地区内の二級河川長曾川において、延長161mにわたり堤防に亀裂が入ったため、4月2日から現地で亀裂の深さの調査を行い、応急工事として堤体盛土工を実施し、4月25日に完了した。

その後も、本格的な復旧工事を進め、平成20年10月31日までに全ての復旧工事を完了した。



被災直後の二級河川八ヶ川=3月26日



大型土のうによる応急復旧状況=7月13日



復旧後 二級河川八ヶ川

4 砂防

(1) 復旧対策

被災直後の応急対策として、斜面に発生した亀裂などは、シートで覆い、河川や宅地に堆積した崩土は、速やかに撤去作業を行った。

5 港湾

七尾港大田地区では、液状化により岸壁とふ頭用地との間に最大50cmの段差が発生した。

当該岸壁は七尾港の主要産業である木材加工業を支える輸入原木を取り扱っており、荷役作業の停止は、背後に立地する企業の活動に支障を与えることから、地震発生から1カ月で応急工事を終え、原木の取り扱いは再開させた。

穴水港では、海岸護岸が傾斜し、背後の民家まで影響を及ぼすおそれがあったため、被害拡大を防止する応急工事を実施した。

その他の港湾においても、臨港道路やふ頭用地において、亀裂や段差が発生したためクラックシールの充填や段差すりつけなどを行った。

その後も、本格的な復旧工事を進め、平成20年8月29日までに全ての復旧工事を完了した。



岸壁とふ頭用地の間に発生した段差=3月27日、七尾港



応急復旧状況=4月27日、七尾港



市道が大規模地すべりにより埋塞、集落裏山の斜面に亀裂が発生し、孤立した輪島市門前町深見地区=3月26日



斜面の復旧状況=平成20年8月22日、輪島市門前町深見地区

避難から帰宅までの経緯

平成19年3月25日	住民のほぼ全員が暫く深見港から避難、門前小学校へ避難した。
3月28日	門前小学校から阿母公民館へ避難場所を移した。
4月7日	輪島市が仮設道路を埋塞した海面に埋め、復旧に着手した。
4月8日	暮月、五十坪組由で市道、林道を通って一時帰宅した。
4月30日	道下地区の仮設住宅に35世帯が入居した。
6月1日	市道を通って復旧の通行が1日3回(30分間通行可)許可された。
6月12日	輪島市が市道の本復旧工事に着手した。
6月20日	集落裏山の斜面の地すべり対策の本復旧工事に着手した。
11月25日	集落裏山の斜面の安全が確保された。市道災害復旧工事の完成により市道の通行制限が解除され、帰宅が可能となった。
平成20年8月27日	集落内の全ての地震関連復旧工事が完了した。



「深見復旧工事完成を祝う会」の様子=平成20年9月14日、深見地区集会所

石川県漁協各支所において復旧を行った。被災各支所において、定置網、イカ釣り漁の盛漁期となる5月までに応急工事を行い漁業活動に支障となることは無かった。

(2) 専門家等への依頼

輪島市門前町から志賀町風戸にかけての漁港の航路泊地やイワノリ畑の隆起対策及び今後の対応について、河野金沢大学名誉教授に技術指導を受け復旧対策を策定した。

4 その他の対応

(1) 農林水産部における災害協定の活用

県が管理している農林業施設について、県、社団法人石川県農業開発公社、財団法人石川県農林業公社が社団法人石川県土地改良協会及び石川県森林土木協会と締結している「災害時における応急工事に関する基本協定」により施設の点検調査を実施し、被災状況を早期に把握することができた。

災害協定に基づく対応状況

Table with 4 columns: 要請先, 派遣期間, 延べ人員, 要請内容. It lists requests from organizations like 石川県森林土木協会 and 石川県土地改良協会.

(2) 石川県立大学等による現地調査

3月30日、石川県立大学環境科学科の教員有志が、農林水産部技師、北陸農政局技官及び独立行政法人農村工学研究所の研究員とともに、農地・農業水利施設の被害調査を実施した。また、農業土木学会(現 社団法人農業農村

工学会)で災害調査団を出すべきとの判断がなされたため、北信越地域の農業工学系大学(石川県立大学、富山県立大学、新潟大学)の教員による調査団が4月24日に現地調査を行った。

(2) 研究課題に基づく現地調査

被災地は豊かな自然環境や環境資源に恵まれた地域である一方で、県内でも特に若年層の転出による過疎化・高齢化が顕著に進み、その豊かな地域資源の管理と保全が緊急の課題となっている地域である。今回の地震を契機に一段と過疎化が促進することが危惧される。

こうした中、環境科学科教員4人の提案による下記4課題が石川県立大学地域貢献プロジェクト研究に採択されたので、これらの課題に基づき、現地調査を継続的に実施した。

<採択された課題>

- 農業水利施設の地震被災状況把握と耐震性を高める復旧工法の模索
水濁及び排水施設の被災状況とこれが水利用に及ぼす影響と対策
被災状況に応じた農地管理の支援体制づくり
過疎化・高齢化社会における安全・安心な地域づくりと防災対策

(3) 平成19年度農業農村工学会

北陸農政局管内研究発表会
北陸地域を連結して襲った能登半島地震及び中越沖地震(平成19年7月16日)を対象として、農地・農業用施設被害から見た各々の特徴を考察するとともに、震災後3年を経過した中越地震(平成16年10月23日)の復旧課程を検証するなど、各々の立場から地震と地域農業の関係について分析し、その成果を今後の参考として取りまとめた。

- 開催日:平成20年2月29日
場所:石川県教育会館ホール
主催:北陸農政局、社団法人農業農村工学会

(4) 農林関係施設にかかると危機管理体制の構築

ため池危機管理体制の構築
平成20年5月26日から6月1日の農地林地防犯週間の期間中、ため池災害に対する危機管理体制の構築のため、能登半島地震で被災した平田池のある志賀町並波地区において、県、町、地域住民が一体となって、ため池被害を想定した防災訓練とため池管理のワークショップを実施した。

今後は、この地区をモデルとして避難場所や緊急連絡体制などを明示するマニュアルを作成し、県内各地で地域住民などの参加による管理体制の整備を推進し、防災意識の高揚を図っていくこととしている。



志賀町並波地区ワークショップの様子(平成20年5月28日)

(2) 防災情報伝達訓練の実施

平成20年度、新たに県と災害時応援協定を締結している土地改良建設協会などの防災情報伝達訓練を実施し、災害時における応援体制を確認した。

(3) 災害時における技術者確保に向けた新たな取り組み

農地・農業用施設などが被災した際に早期に災害復旧が可能となるよう、平成20年7月10日に石川県農村整備・防災事業推進協議会を立ち上げ、新たな災害時応援体制を県、市町、県土地改良事業団体連合会と構築し、技術者の確保、育成などの応援体制の強化を図ることとした。

3. 社会福祉施設、医療施設など

1 社会福祉施設の復旧など

(1) 老人福祉施設

施設被害により運営を中断したものはなかったが、被害を受けた57施設のうち28施設が災害復旧費国庫補助を受けて平成19年度中に復旧工事を終え、補助対象外の29施設についても平成20年6月末までに復旧工事を終えた。

て、ライフラインの復旧や、余震による二次被害を防止するため、コンクリート片など落下のおそれがある箇所への除去や周囲に立入禁止措置を講じるなどの応急対策を行った。

また、全学校で入學式までに通学路の安全確認を実施し、通学路の一部通行止めとなった輪島市立西保小学校では、先導車によるスクールバスの運行で対応した。

特に被害の大きかった輪島市においては、ライフラインの復旧や通学路の安全確保の面から、7校の小学校において入學式を4月5日から4月9日に延期する措置がとられた。



母親と手をつなぎ、避難所から入學式へ向かう新入生=4月9日、輪島市門前町観音

復旧工事については、投資などに少しでも支障が生じないよう、夏休みに集中して工事を進め、平成19年度中に全ての学校で復旧工事を終えた。

2 私立学校施設の復旧

私立学校施設7校(園)の復旧工事については、能登半島地震復興支援事業(私立学校施設等災害復旧支援事業費補助金)の助成を受け実施し、平成19年度末までには、全ての災害復旧工事を終えた。

3 文化財の復旧

地震発生直後から被災地の市町教育委員会と協力して文化財の被害状況の把握に努め、応急対策や復旧に取り組んだ。

県においては、教育委員会を中心に県立美術館や県立歴史博物館などの関係機関が連絡会を設置し、文化財の被災状況を共有するとともに、専門的な調査や相談などに応じるための相談窓口を設置したほか、要請に応じて関係機関

の専門職員を派遣して、救出作業や現地指導を行った。また、地震直後には、貴重な資料が処分されるおそれがあることから、被災地の住民に古文書などを安易に廃棄しないように呼びかけるとともに、保管方法の助言や、県施設の一つ時預かりなどを行った。



「能登歴史資料保全ネットワーク」によって旧蔵書の確認から選り出された書籍類=輪島市門前町風戸町

被災した指定文化財については、文化庁の調査官や専門家に調査を依頼し、復旧方法の指導を受けるとともに、県、市町が連携し補正予算を計上するなど、速やかな復旧を支援したほか、新たに設立された能登半島地震復興基金により、個人所有者の負担軽減と、指定文化財などの早期復旧を図った。

また、様々な文化財関係団体にも協力を呼びかけ、大学や各種団体などで構成する「能登歴史資料保全ネットワーク」が設立され、被災文化財の救出、診断、修復などの活動が行われたほか、建造物の専門家や建築関係機関に呼びかけ、被災した古建築物の診断などの活動を行うなど、関係団体や関係者の協力を得ながら被災した文化財の保全に努めた。

第3節 被災者に対する支援

1. 防疫・保健衛生活動、健康管理活動

1 災害用備蓄医薬品の配備

3月26日、災害用備蓄医薬品などを輪島市役所門前総合支所に移送し、4月27日まで1カ月

間、医療チームが特参した医薬品などに不足を生じた場合に使用した。

その後は、能登北部保健福祉センターに備蓄し、常時使用可能な状態とした。

<災害用備蓄医薬品など>

- 医薬品...消炎鎮痛剤など77種 一式
衛生用品...包帯、ガーゼ等 一式

2 食品衛生の確保

(1) 炊出しに対する衛生指導

被災地保健福祉センターが各避難所を巡回し、炊出し時の衛生管理のポイントを記載したチラシにより衛生指導を行った。また、炊出しボランティアの方に対しても、事前に衛生指導を行った。なお、被害の大きかった輪島市門前地区については、被災地外の保健福祉センター及び事業衛生課の職員も加わり衛生指導を行った。

輪島市門前地区における衛生指導

Table with 2 columns: 実施日, 実施体制, 実施状況. It shows the number of distribution points and distribution events.

(2) 食品営業施設に対する衛生指導

3月27日、28日、緊急食品衛生パトロールとして事業衛生課から職員を派遣し、被災地の食品営業施設の被災状況調査及び衛生指導を行った。また、4月4日から6日にかけては、被災地外の保健福祉センター及び事業衛生課から職員を派遣し、被災地保健福祉センターとともに営業再開時の注意事項を記載したチラシにより衛生指導を行った。

5月14日、15日及び6月20日には、事業衛生課から職員を派遣し、被災地保健福祉センターとともに営業再開後の衛生指導を行った。

食品営業施設に対する衛生指導の状況

Table with 3 columns: 区分, 営業再開時の指導, 営業再開後の指導. It shows the number of businesses and staff involved in hygiene guidance.

(3) 被災地保健福祉センターへの支援

長期化する震災対策に備え、4月9日から18

(2) 障害者施設

施設被害により運営を中断したものはなかったが、被害を受けた17施設のうち10施設が災害復旧費国庫補助を受け復旧工事を実施し、そのほか7施設を含め平成19年度中には復旧工事を終えた。

(3) 児童福祉施設

保育所については、3市4町で被害があり、一時的に保育が休止となったが、応急復旧に努めた結果、ほとんどの保育所で3月28日までに保育が再開された。地震直後に避難所として使用された輪島市内の2保育所(松風台保育所、くしひ保育所)についても4月9日に保育が再開された。最も被害が大きかった七尾市田鶴浜保育所園では、改修工事のため近隣にある旧奥原保育園とサンビーム日和ヶ丘(文化スポーツ施設)の建物を利用して保育を実施していたが、7月23日に復旧再開となった。

また、七尾児童相談所一時保護所においては、空調用ボイラーにひびが入るなどの被害があったが11月末までに復旧した。児童養護施設(あすなろ学園)においても7月末までに復旧した。

2 医療施設の復旧など

地震により施設の利用に大きな影響を及ぼす被害はほとんどなかったものの、建物の修繕などは各施設において順次進められた。また、被害を受けた施設のうち、20施設が災害復旧費国庫補助の対象となり、補助金を活用し修繕工事をを行った。

医療関係の災害復旧費国庫補助の対象

Table with 2 columns: 病院, 施設数. It lists various medical facilities and their counts.

4. 学校施設など

1 公立学校施設の復旧など

地震により被害を受けた公立学校施設について

日までの8日間(土・日曜日を除く)、能登北部保健福祉センターに被災地外の保健福祉センターまたは事業衛生課から職員1人を派遣し、食品衛生相談などの支援を行った。

(4) その他

被災者の営業再開に係る飲食店営業許可申請手数料などについて、石川県手数料条例の規定に基づき減免を行った。

3 健康管理チームの活動

(1) 活動内容

地震直後から、輪島市、志賀町、穴水町の各避難所に県保健福祉センターから保健師を派遣、避難所を巡回し、避難住民の健康状況を確認した。

3月26日からは、各避難所に健康管理チームを常駐させ、避難住民の健康チェック、健康相談、感染症予防対策、エコノミクス症候群予防対策、生活不活発病予防対策など、24時間体制で避難住民の健康管理活動を実施した。



避難生活での健康維持のため、体験する避難所のお年寄りや子どもたち=3月27日、輪島市門前町の門前西小学校

(2) 活動体制

健康管理チームは、保健師又は看護師2人を1チームとし、2泊3日の交代制で派遣した。保健師などの派遣については、県保健福祉センター、市町の保健師はもとより、厚生労働省健康局保健指導室の調整により、新潟県、富山県、福井県の協力を得、チームの派遣を終了した4月29日までに、延べ518チーム、1,036人(当初11チーム、ピーク時27チーム)が従事した。

健康管理チームの派遣状況

Table with columns: 派遣期間, チーム名, 従事者数, 派遣元. Includes teams like 延べ518チーム and 延べ11チーム.

(3) 活動実績

避難住民の健康状況報告・集計を開始した3月28日から4月29日の有症状者数は延べ2473人に上り、有症状者の主な症状は、高血圧が延べ1,176人(47.6%)と最も多く、次いで不眠が延べ382人(15.4%)、不安が延べ265人(10.7%)であった。

食事管理(栄養管理)の活動

(1) 活動内容

3月26日から県及び県保健福祉センターの管理栄養士を派遣し、自衛隊などと連携して被災者用の献立を調整したほか、医師、保健師など関係職種と連携し、避難所における被災者の食事管理支援を実施した。

(2) 活動体制

最も避難者の多かった輪島市門前町へ、管理栄養士1人を2泊3日の交代制により派遣し、輪島市役所門前総合支所の栄養士とともに活動した。派遣を終了した4月26日までに延べ22人が従事した。

(3) 活動実績

- ① 避難所で提供される食事について、高齢者など被災者の状況に応じた調食の調整や強化米、野菜ジュースの導入を行い、改善を図った。
② 乳幼児、高齢者、体調不良やアレルギー、糖尿病などの慢性疾患で栄養管理が必要な人に対し、県栄養士と連携して、特別用途食品などの提供や、個別支援を行った。
③ 食欲不振や下痢、便秘、開食の食べ過ぎや運動不足による体重増加などの問題に配慮し、各避難所に通食の取り方などについて掲示するなど、自己管理のための啓発を行った。
④ 仮設住宅入居後の食生活の自立を促すため、入居予定者に対して、電磁調理器を使用した調理講習会の開催を支援した。

感染症対策

輪島市の避難所においてノロウイルスによる感染性胃腸炎患者が発生したが、能登北部保健福祉センターの指揮の下、健康管理チームをはじめ避難所職員、ボランティアなどの協力を得て迅速に対応し蔓延を防止することができた。

(1) 経緯

輪島市内避難所(門前西小学校)で嘔吐、下痢症状の者が増えている旨の輪島市保健師からの報告を受け、4月2日能登北部保健福祉センターが疫学調査を実施し、患者から検体を採取し、保健現場センターに検査を依頼した。その結果、4月4日にノロウイルスが検出された。

(2) 対応

- ① 4月3日、ノロウイルスによる感染性胃腸炎を考慮し、避難所(嘔吐、下痢などの有症状者がいる避難所)の清掃・消毒を実施した。

- ② 有症状者については、受診勧奨、避難所内での個室管理を指導した。
③ 他の避難所に対する状況確認、清掃・消毒、手洗いなどの徹底を周知した。

(3) 結果

嘔吐、下痢などの有症状者の新たな発生は、4月2日の23人をピークに減少し、4月11日以降、新たな発生はなくなった。



仮設住宅入居者への健康管理活動

(1) 活動内容

仮設住宅への入居開始に伴い、避難所数、避難者数が減少したため、避難所常駐による健康管

理チームの派遣は、4月29日をもって終了した。
その後は、仮設住宅入居者をはじめ被災者に対する健康管理活動は、市町が対応したが、特に被害が甚大であった輪島市門前町に対しては、県が、4月29日から、精神保健福祉士などの資格を持つ保健師1人を常駐させ、心のケアを含めた健康相談窓口を開業するとともに、仮設住宅を巡回し、入居者の健康管理活動を実施した。
5月21日には、活動拠点をこれまでの「門前保健センター」から輪島市門前町道下の仮設住宅に隣接して建設された「心のケアハウス」に移し、現在市町や保健福祉センターと協力しながら入居者の健康管理や心のケアを実施している。

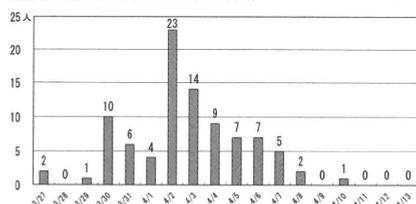
(2) 活動実績

Table showing implementation status of health management activities from April 29 to June 31, 2019. Columns include area, number of people, and number of cases.

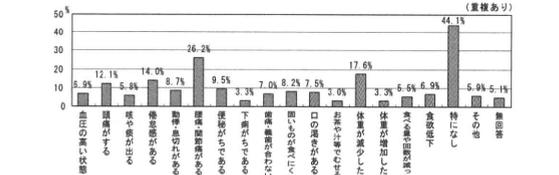
被災者健康状況調査

地震や避難生活による健康影響や生活状況の変化を把握し、支援が必要な人を把握、支援するため、災害救助法適用の7市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町)のうち、仮設住宅入居世帯及び全世帯、半世帯世帯1,763世帯の18歳以上の人を対象に、6月14日から8月10日にかけて、保健師、看護師が家庭訪問し、聞き取り調査を実施した。
回答者数は1,491世帯3,236人であった。

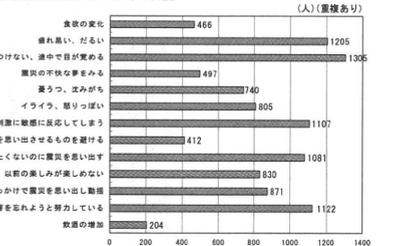
嘔吐、下痢等の有症状者(新規発生)の推移(日別)



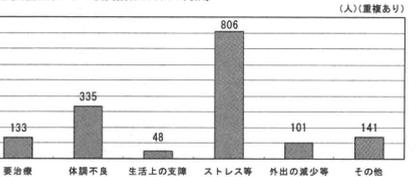
被災者健康状況調査(震災後から気になっている症状)



被災者健康状況調査(最近2週間のストレス等の状態)



被災者健康状況調査(調査結果による要支援者953人の内訳)



主な調査結果として「震災後から気になっている症状」では「腰痛・関節痛がある」、「体重が減少した」「倦怠感がある」が多く、(最近2週間のストレス等の状態)では、「寝つけない、途中で目が覚める」、「疲れやすい、だるい」、「災害を忘れようとする努力が難しい」が多い状況であった。

「ここらと体の元氣教室」について

(1) 活動内容

被災者健康状況調査の結果、自宅などで生活する被災者の中に、継続的な支援が必要な人が多かったことから、10月から、輪島市門前町の6地区で、毎月1回「ここらと体の元氣教室」を開催した。教室では、個別の健康相談に応じるとともに、体操や手工芸など、体づくりや趣味を楽しむ時間も取り入れた。また、教室に参加することが難しい人については、保健師や看護師が家庭訪問し、健康相談に応じるとともに、必要に応じて臨床心理士も同行し、心のケアに配慮した。

(2) 活動実績

Table showing the number of participants in 'Body Energy Class' across various venues like the front health center and public halls.

いしかわ長寿大学出前講座の開催

仮設住宅で生活している高齢者を対象に、生活不活発の予防を目的として、7月に輪島市門前町道下地区「心のケアハウス」、8月には館地区「仮設住宅集会所」において、財団法人石川県長寿生かがいセンターの主催で、心と体の健康づくりをテーマとした「いしかわ長寿大学出前講座」を開催した。
以降、道下地区「心のケアハウス」で毎月1回、太極拳講座を開催した(平成19年7月から平成21年1月まで20回開催、延べ179人参加)。

被災動物の保護

(1) 避難所におけるペット動物の飼育情報収集と提供

避難所におけるペット動物の飼育状況を確認するため、避難所の現地調査を行った結果、7カ所で13頭の犬が飼育されていることを確認した。

(2) 保健福祉センターにおけるペット動物の保護

3月26日から4月10日までの間、能登北部保健福祉センターで犬2頭、能登中部保健福祉センターで犬1頭を保護した。また社団法人石川県獣医師会では、輪島市門前町において空き店舗を活用したアニマルシェルターを設置し、犬3頭を保護した。

(3) ペット動物保護活動支援

社団法人石川県獣医師会のアニマルシェルターに必要な物資などの供給を関係方面へ依頼した。

2. 災害時要援護者の安全確保

1. 高齢者

(1) 被災高齢者の緊急受け入れ要請

3月27日、被災地の社会福祉施設に対し、福祉避難所としての活用や緊急的措置として定員を超過する受け入れを行っても差し支えないこと、また、その対応に万全を期すよう、要請した。
3月29日、被災市町に対し、県内における緊急受け入れが可能な社会福祉施設及びその人数について情報提供した。

(2) 被災高齢者緊急受け入れ施設への介護職員の派遣

被災高齢者の受け入れを行った社会福祉施設のうち、必要な介護職員を確保できない3施設に対して、周辺市町の社会福祉施設などより、3月31日から4月6日までの期間、延べ71人の介護職員を派遣した。

(3) 被災高齢者緊急受け入れ施設などへのリハビリ専門職員などの派遣

被災高齢者の受け入れを行った社会福祉施設や福祉避難所からの生活不活発防止のためのリハビリ訓練指導職員の派遣要請に対し、県理学療法士会、県作業療法士会の会員及び県リハビリテーションセンターから、4月19日から5月28日までの期間、延べ26人のリハビリ専門職員などを派遣した。

(4) 介護認定調査のための介護支援専門員の派遣

輪島市における要介護認定調査の支援を行うため、県介護支援専門員協会の協力により、4月10日から5月26日までの期間、延べ66人の介護支援専門員を派遣し、61件の介護認定調査を行った。

(5) 避難所の高齢者に対する介護職員の派遣

避難所の高齢者に対して、夜間の見守りやトイレ介助、歩行介助などの介護サービスを提供するため、県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協議会、県アライブセンター協議会、全国認知症グループホーム協会県支部、県介護福祉士会、県ホームヘルパー協議会の協力によ

り、4月2日から29日までの期間、延べ239人の介護職員を派遣した。

＜派遣先避難所＞

諸岡公民館、黒島会館、門前会館、阿岸公民館、門前西小学校、門前ビュースタンド、観地公民館、国民宿舎つぎち荘

2 障害者

(1) 被災地の障害者の状況

災害救助法の適用があった3市4町における各障害者の数は次のとおりである。

災害救助法適用3市4町の障害者数 (平成18年度末現在の権利所持者数)
Table with 3 columns: 3市4町(人), 県内総数(人), and sub-categories like 身体障害者, 知的障害者, etc.

(2) 施設の障害者への対応

3月25日、直ちに被災地の入所・通所施設における障害者の被害状況の確認を開始した。

(3) 手話通訳者などの派遣

3月26日から30日まで及び4月9日から13日までに、被災地以外の市町や社会福祉法人石川県聴覚障害者協会、財団法人全日本ろうあ連盟、社団法人大聴覚障害者協会に手話通訳者などの派遣を要請し、被災地の聴覚障害者170人の安否確認などを行った。

(4) 施設の受入体制

3月27日、入所施設における被災者受入可能調査を行い、49施設で169人の受入が可能であることを確認するとともに、被災市町へその旨情報提供した。

(5) 避難所における要援護者

3月28日、3市4町のうち、避難所が設置されている2市2町、35カ所全てで要援護者の実態調査を実施した。この結果、避難所における障害者は6人であったが、介護などの支援を必要とする要援護者はいなかった。

(3) 活動実績

活動期間中の相談件数は、延べ608件、その主な症状は、眠れないが全体の44%と最も多く、次いで不安や地震に対する恐怖感が25%などであった。

相談対応件数

相談対応件数
Table with 3 columns: 区分, 延べ件数(件数(%)), 要支援症状の内訳(件数(%))

2 仮設住宅入居者などへの活動 [4月29日～]

(1) 活動内容

仮設住宅への入居が始まった4月29日から、被害が甚大であった輪島市門前町に精神保健福祉士などの資格を持つ保健師1人を常駐させ、心のケアを含めた健康相談窓口を開設するとともに、仮設住宅を巡回し、入居者の心のケアを含めた健康管理活動を実施した。また、必要に応じて、精神科医による専門相談を実施した。



民間企業から無償提供を受け仮設住宅近くで開設した「心のケアハウス」(5月21日、輪島市門前町道下)

2 被災妊産婦へのケア

保健福祉センターを通じて3市4町に対し、妊産婦ケア要員派遣の要望を確認したところ、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町の2市2町から要請があったので、日本助産師会石川県支部に事業委託し、3月29日から11月27日まで次の対策を実施した。

(1) 助産師による心身両面の個別ケアの実施

被災地の避難所や自宅に助産師を派遣し、産後間もない母子や出産を間近に控えた妊産婦に対し、健康管理や授乳指導など心身両面の継続的なケアを実施した。被災後の妊産婦は、余震が続くことによる不安や、洗濯や沐浴すら十分にできないほどの断水による水不足、慣れない育児などに戸惑いも多く、心細い状況にあったが、助産師による育児相談や母乳育児のためのケアなど、きめ細かなケアで安心したという声が聞かれた。

2市2町の母子80組の派遣要請世帯に対し延べ131件の訪問を実施し、助産師の活動は延べ75人となった。

(2) 研修会の開催

被災後の母子の心のケアについて、より理解を深めるため、県内の保健師や助産師、保育士、臨床心理士など母子のケアに携わる関係者を対象に、阪神淡路大震災の対応状況を通して学ぶ機会や事例検討などの研修会を3回開催した。

2 外国人の安否確認など

(1) 外国人の安否確認

地震発生直後、県では直ちに各市町に照会し、在住外国人の被災状況を調査するとともに、その後も市町と緊密に連絡を取り合い、現状の把握に努めた。その結果、珠洲市で2人の外国人(インドネシア人)が軽傷を負ったものの、そのほかには死者はいなかった。また、家屋の損壊などにより避難所に避難した者が、最も被害の大きかった輪島市で最大23人(中国人18人、フィリピン人4人、ペルー人1人)いた。

(2) 被災外国人への支援状況

地震発生直後、外国人支援に携わっているNPOから状況把握のため被災地を訪れたことへの依頼があり、現地との調整を行った。また、災害時多言語表示シート(財団法人横浜国際交流協会作成)を石川県災害対策ボラ

(2) 活動実績

4月29日から平成20年12月31日までの相談件数は延べ8,567件であり、そのうち8割強が、血圧や糖尿病、心疾患などの身体症状や病気に関するものであり、心のケアに関するものは、全体の約2割弱となっている。

被災者の心の健康相談等実施状況

被災者の心の健康相談等実施状況 (平成19年4月29日～平成20年12月31日)
Table with 3 columns: 区分, 合計, 構成比率(%)

2 児童生徒の心のケア

(1) 概要

地震の発生により、被災地の子供たちは、かつて経験したことのない物理的・精神的ダメージを受けていた。また、これに加え余震に対する恐怖や自宅以外での居住などによる不安がさらに大きくなることも予想された。

そこで、県教育委員会は、3月30日に、教職員を対象とした研修会の開催やスクールカウンセラーの派遣を決定した。なお、研修会の講師派遣、スクールカウンセラーの派遣に当たっては、石川県臨床心理士会に協力要請を行った。

(2) 子供たちの心のケア研修会

各学校においては、教職員が児童生徒の心の状況を把握し、子供たちの心のケアに当たる必

要があることから、被災地の学校の教職員を対象に「子供たちの心のケア研修会」を開催した。

(3) 外国人相談受付体制

県では、市町からの通訳ボランティア派遣要請に備えるとともに、県国際交流協会内に、被災外国人のための電話相談窓口を開設し、ホームページやメディアを通して多言語によるPRを行った。

2 仮設住宅生活援助員の配置

(1) 概要

仮設住宅に入居する高齢者が安心して生活できるように、高齢者の見守りや相談を行う生活援助員を仮設住宅10地区のうち8地区に、概ね30戸に1人の割合で配置した。

なお、生活援助員については、仮設住宅に入居する者の中から市町の順次により、5月1日から5月17日までの間に14人を順次委嘱(任期2年)した。

(2) 活動内容

生活援助員は、随時、高齢者宅を訪問し安否確認や見守りを行うとともに、高齢者の中でも一人暮らしの方や病弱な方などについては、特に注意して見守りを続けた。また、高齢者からのさまざまな相談についても、必要に応じて市町などの関係機関へつなぐなど、積極的な活動を行った。

仮設住宅生活援助員の配置状況 (平成19年5月22日現在)

仮設住宅生活援助員の配置状況
Table with 4 columns: 市町, 地名, 仮設戸数, 入居状況(戸数, 世帯数, 人数), 生活援助員数

3. 心のケア活動

1 避難所などでの活動 [3月26日～4月29日]

(1) 活動内容

災害時は身体の健康とともに、心のケアが重要であるため、3月26日から精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士などの専門家による「こころのケアチーム」を派遣し、門前保健センターを拠点に避難所などの巡回により、被災者への心のケアを実施した。併せて、被災後に注意したい症状や心のケアなどについて、リーフレットを作成し、輪島市全世帯に配布した。

4月7日からは、児童精神科医をチーフとする「子どものこころのケアチーム」を派遣し、子どもに関する相談への対応や、保育士など子どもと関わるスタッフへの相談・助言を実施するとともに、保育士などを対象とした子どもの心のケアに関する研修会を開催した。

＜子どものケアに関する研修会開催状況＞

・七尾市 4月22日 参加者 38人
・輪島市 4月25日 参加者 60人
・穴水町 10月25日 参加者 42人

(2) 活動体制

「こころのケアチーム」や「子どものこころのケアチーム」の派遣については、こころの健康センターや高松病院はもとより、日本精神科病院協会石川県支部や石川県精神保健福祉士会などの民間医療機関・団体や、兵庫県、新潟県、青森県など県外からも多数の協力を得て、チームを上った。

心のケア活動従事者数

心のケア活動従事者数
Table with 3 columns: 区分, 延人数, 派遣先

4. 災害廃棄物の処理



避難所の近くに集められた家電製品などの大量のゴミ(3月28日、輪島市門前町道下)

(3) スクールカウンセラーの派遣

新年度当初、不安を抱えながら学校生活を送る子供たちの心のケアや教職員の支援を行う必要があることから、被災地の小学校2校にスクールカウンセラーを派遣した。
・派遣日：4月9日から13日まで
・会場：輪島市立門前東小学校、輪島市立門前西小学校
・相談件数：14件

このほか、被災地の小・中・高等学校の要請に応じて、スクールカウンセラーを派遣した。
・派遣日：4月27日から6月27日まで
・会場：輪島市立門前東小学校、輪島市立門前西小学校、輪島市立門前中学校、石川県立門前高等学校
・相談件数：23件

2 いしかわ長寿大学出前講座 「こころの体のじんのび教室」の開催

被災地の高齢者を対象に、継続的な心と体のケアの重要性を再認識してもらったため、運動・栄養・心の健康をテーマにした出前講座を開催した。

開催日：平成20年3月20日
場所：輪島市門前保健センター
主催：財団法人石川県長寿生きがいセンター
参加者：80人



じんのび教室に参加する高齢者は輪島市門前保健センター



本格的に始まった解体ごみの分別作業＝6月25日、輪島市のマリンタック

その結果、輪島市門前町及び穴水町においては、名古屋市や金沢市をはじめとする県内外の自治体、県産業廃棄物協会などの団体、企業の協力を得て、一時集積所から災害ごみの撤去を4月15日までに完了した。

なお、市町などのごみ処理施設にも被害が発生したが、各市町などは応急復旧などの処置を講ずることにより施設稼働の確保が図られ、他市町への処理応援は必要なかった。

3月28日から4月15日までの片付けごみ撤去作業参加状況

参加団体	10自治体、4団体、6社
作業車両	延べ555台
作業人員	1,228人

倒壊家屋などから発生した木くずやがれき(除去ごみ)については、そのまま埋立てると処分場が逼迫することから、民間事業者を活用し、できる限りリサイクルを行い、平成20年3月末までにいずれの市町も処理を終えた。

輪島市や穴水町などの被害が大きかった市町では、除去ごみの仮置き場を設置し、木くず、コンクリートが、瓦くず、金属くず、土壁など残材に粗分別した除去ごみを受け入れし、さらに仮置き場で選別を行った。

金属くずは金属資源として再生し、木くずやコンクリートなどは、民間事業者の処理施設で破砕処理を行い、パルプ原料やセメント原料及び土木資材として利用した。

県は、市町に対して、石川県産業廃棄物処理指針に基づき仮置き場の選定や除去ごみ処理の進め方などに関する技術支援を行うとともに、県産業廃棄物協会の協力を受けて、民間事業者の処理能力調査を行い、情報を提供した。

能登半島地震で発生した災害廃棄物は約25万トンに上った。

災害廃棄物の発生量

市町	発生量(トン)
七尾市	24,031
輪島市	176,786
羽咋市	1,132
かほく市	568
志賀町	20,460
宝達志水町	79
中能登町	2,773
穴水町	18,765
能登町	4,113
合計	248,707



民間業者から無償提供を受けた災害廃棄物破砕機一穴水町山岸地区

5. 住宅の応急対策

1 応急危険度判定

県では、余震などによる二次災害の防止を目的に、市町が実施する被災建築物の応急危険度判定の支援を行った。

地震発生当日は七尾市・輪島市・羽咋市・穴水町へ県職員(4班13人)の応急危険度判定士を先遣隊として派遣し、現地の状況把握を行うとともに、各市町からの支援要請に対応するため、建築住宅課内に支援本部を設置し、応急危険度判定の支援を開始した。

また、現地の被災状況から必要作業量を判断し、同日中には金沢市、小松市、加賀市及び白山市に、翌日には富山県及び福井県に対して応急危険度判定士の派遣要請を行った。

3月27日には七尾市からの要請を受け、社団法人石川県建築士会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人石川県建築協会へも派遣要請を行った。



被災建築物の応急危険度判定

現地に、現地支援本部を設置し、市町の実施本部と連絡を密にしなが、順次、判定エリアを拡大するなど状況に応じた対応を行った。

その結果、3月25日から3月30日までの6日間で、延べ391人の応急危険度判定士により、7,600棟の建築物の危険度を判定した。

応急危険度判定結果 (他)

市町名	合計(棟)	危険(劣)	要注量(劣)	調査済(棟)
七尾市	1,127	190	378	559
輪島市	5,653	865	930	3,858
日輪島市	3,767	251	383	3,133
日門前町	1,886	614	547	725
羽咋市	17	4	6	7
志賀町	66	25	57	4
中能登町	18	11	4	3
穴水町	665	134	188	363
能登町	14	-	8	6
合計	7,600 (100.0%)	1,229 (16.2%)	1,571 (20.7%)	4,800 (63.1%)

2 住宅相談の実施

県は、被災者の不安を解消するため、住宅相談窓口を設置し、住宅の応急的・恒久的な補修、倒壊した住宅の再建及び住宅金融支援機構の融資を受けた住宅の返済猶予などの相談に応じた。

3月27日には七尾市からの要請を受け、社団法人石川県建築士会、社団法人石川県建築士事務所協会及び社団法人石川県建築協会へも派遣要請を行った。



壊れた家や店舗の写真を持ち寄り相談する被災者＝3月31日、穴水町地域情報センター

3月31日及び4月1日には、旧門前町(下地区など)、穴水町及び輪島市の3地区において「いわね住宅相談・住情報ネットワーク」の会員(社団法人石川県建築士事務所協会、社団法人石川県建築士会、財団法人石川県建築住宅総合センター、独立行政法人住宅金融支援機構、社団法人石川県地建物取引業協会、石川県消費生活支援センター、社団法人石川県建築組合連合会及び社団法人日本建築家協会(陸支部)の協力のもと住宅相談会を開催した。

その後、4月7日からは毎週土曜、日曜日に相談窓口を開設し、要請に応じ、被災者個々の住宅を調査して住宅の安全性や補修方法などに関する技術的助言も行った。

相談件数 839件(平成19年3月31日～4月30日)

- 主な相談内容
- 被害にあった住宅に住んでも大丈夫か
 - どの様な補修をする必要があるか
 - 見積をしてほしい など

3 応急仮設住宅の設置

県は、住宅を失った被災者の一時的な居住の安定を図るため、3月29日に開催した災害対策本部員会議において応急仮設住宅を100戸設置することを決定し、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、社団法人プレハブ建築協会に対し、設置要請を行った。

その後、被災者の状況から、順次、設置戸数を追加し、最終的には、334戸を設置した。設置にあたっては、民間業者から電気温水器、IHクッキングヒーター、火災報知器、ガス湯沸し器、ガスステールコン、浄化槽などの無償提供を受けた。

応急仮設住宅の設置は、市町が敷地の選定を行い、県が設置し、その後の入居者の手続や応急仮設住宅の維持管理については市町で行った。

【詳細は資料編P270ページ参照】

応急仮設住宅の設置状況 (平成19年5月8日現在)

市町名	集会所	戸数	設置日	集会所約100㎡	談話室約40㎡
七尾市	小島町	10	5月8日		
	日輪島町	5	5月8日		
	中島町浜田	5	5月8日		
	3カ所	20			
輪島市	宅田町	20	4月28日	1	
	山岸町	50	5月3日	1	
	門前町	30	4月28日		1
	門前町下	150	4月30日	1	3
志賀町	4カ所	250		2	5
	富家集会所	10	5月1日		
	2カ所	19			
穴水町	大	45	4月30日	1	
	1カ所	45			1
合計	10カ所	334		2	6

被災地域が過疎地域であり、かつ高齢化が進んでいることを考慮し、各住戸の玄関入口の段差解消や浴室・トイレなどに手すりを設置するなどバリアフリー化に配慮するとともに、集会所や談話室を設置するなど、入居者のコミュニティ形成が円滑にできるように努めた。



能登半島地震応急仮設住宅＝輪島市山岸町

<応急仮設住宅の特色・配慮>

- バリアフリー化への配慮
 - 玄関入口の段差を解消
 - 各部屋の入口の段差を解消
 - 浴室、玄関、トイレに手すりを設置
- 入居等に対する配慮
 - 単身高齢者用住戸を敷地入口側及び通路側に設置
 - 冬の暴風雨対策のために玄関及び居間のサッシの両脇に軸壁を設置
 - 入居者のコミュニティ形成に資する集会所や談話室を設置
 - 1住戸につき1台分の駐車スペースを設置

3 内装に対する配慮

天井、壁、床の断熱性能の向上

4 設備に対する配慮

- 結露防止のため、小屋裏に換気扇を設置
- 暖房便座付トイレを設置
- 電子レンジ用コンセントの設置
- 居間(1室)にエアコン(冷暖房)を設置

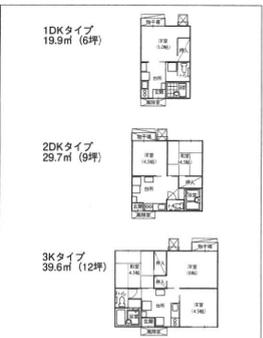


仮設住宅室内の暖房設備状況

<応急仮設住宅の住戸タイプ>

- 1DKタイプ(約6坪 約19.9㎡) …単身用
- 2DKタイプ(約9坪 約29.7㎡) …2、3人用
- 3Kタイプ(約12坪 約39.6㎡) …4人以上用

応急仮設住宅の間取り



4 災害救助法の適用の拡大

災害救助法の適用により、個々の住宅の応急修理の費用に対し、50万円を限度として直接修理業者へ支払いがされること(応急修理制度)となったが、この制度の対象となるためには、「半壊」の被害を受けていることと、被災の日から1か月以内に応急修理が完了することなどが条件となっていた。

しかし、被災者にとっては、住み慣れた自宅で生活することが望ましく、また、町屋や古民家など、能登地域の美しい街並みを構成する住宅を可能な限り残すことは、文化や景観資源を継続する上でも重要であることから、より多くの世帯がこの制度を活用してもらうため、県では厚生労働省と協議を行い、適用条件の拡大を図った。

この結果、全壊被害を受けた住宅のうち、約15%が修復して居住を再開することとなった。これは、これまでの大規模地震と比較しても高い割合であり、適用条件の拡大に加え、能登の大工(修復業者)の力量が高かったことや「建てこし(柱・梁などが傾斜した住宅をワイヤーによる牽引や揚架などにより、正常な状態に戻す手法)」を用いた修復方法の浸透が図られたことなどが大きく寄与したものと考えられる。

<災害救助法の適用条件の拡大>

1 対象世帯の拡大

従来では「住家が半壊した世帯」に限定されていたが、「全壊」の被害を受けた住宅でも、修理により居住が可能となる場合が多く見受けられることから、「全壊した世帯のうち応急修理により居住が可能となる世帯」を対象世帯に追加することが認められた。

2 完了期間の延長

「被災日から1か月以内」に応急修理を完了することが条件となっていたが、り災証明の発行事務や被災区分の確定に時間を要することから、輪島市では5か月間、七尾市、志賀町、穴水町では4か月間、能登町では3か月間の期間延長が認められた。

3 仮設住宅におけるコミュニティ形成支援

仮設住宅には、いろいろな地域から入居者が集まり、一人暮らしの老人も多いことから、仮設住宅に暮らすと調いを与え、併せて入居者のふれあい交流の場となるように、希望があった団地に30～40㎡の花壇を整備した。

仮設住宅での生活が一段落した6月下旬に、市町を通じ、花壇づくりに対する住民の意向調査を行い、要望があった「穴水町大町地区」「輪島市山岸地区」の2カ所で、花壇の整備を行った(枕木による取り切り及び客土)。

7月31日には、それぞれの団地内の集会所にて、住民の代表と県、市の担当者、園芸の専門家との4者で、花壇のデザインを決定した。

猛暑の時期を避けた9月中旬に、仮設住宅の住民とともに、管理が容易で、癒し効果があり、気持ちの明るくなるジニアプロフェーション、コバルトセージ、チェリーセージなどの約80種類を植え付け、12月上旬には冬花壇の葉ボタンに植え替えを行った。

花苗の植え替えは、平成20年度も、2回実施した。花苗、肥料などの資材は、財団法人いわねのまち基金から提供があった。

住宅の応急修理実績

市町名	実施件数	被害区分別実施件数			支援額合計(千円)
		全壊	大規模半壊	半壊	
七尾市	117	10	15	92	58,216
輪島市	620	82	35	503	303,871
珠洲市					
志賀町	125		10	115	62,064
中能登町					
穴水町	54	7	2	45	26,541
能登町	4			4	2,000
合計	920	99	62	759	452,692

注) 珠洲市は、制度の対象となる半壊以上の被害なし、中能登町は制度利用世帯なし



穴吹町大町の仮設住宅で、住居から花壇の葉ボタンが壊れ、12月上旬

6. 被災者に対する税・負担金などの減免措置

1 税の減免など

(1) 国税

国では、今回の地震による被災者について、国税の「申告・納付等の期限延長」、「所得税の軽減免除」、「納税の猶予」の特例措置が受けられるよう直ちに対応し、3月27日に金沢国税局ホームページに掲載するとともに、新聞を通じての提供提供に努めた。

また、所得税や消費税の振替納税利用者のうち納税期限を延長又は納税を猶予した者に対しては、振替日を延長するなどの対応も行った。

<国税における特例措置>

1 申告・納付等の期限延長

納税者からの申請に基づき、平成19年3月25日以降に到来する申告・納付等の期限を災害のやんだ日から2月以内を限度として延長した。

2 所得税の軽減免除

所得税法に定める雑損控除の方法又は災害減免法に定める税金の軽減免除のいずれかの方法により、所得税の全部又は一部を軽減した。

3 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた納税者からの申請に基づき、原則として、1年以内の期間を限度として納税を猶予した。

(2) 県税

県では、今回の地震による被災者について、県税の「申告・納付(納入)等の期限延長」、「減免(個人事業税、不動産取得税及び自動車税)」、「徴収の猶予」の特例措置を受けられるよう直ちに

応じた。これらの特例措置の内容について周知を図るため、3月28日の第8回災害対策本部会議で公表するとともに、県のホームページや報道機関を通じての提供提供にも努めた。

<県税における特例措置>

1 申告・納付(納入)等の期限延長

納税者からの申請に基づき、平成19年3月25日以降に到来する申告・納付(納入)等の期限を災害のやんだ日から2月以内を限度として延長した。

2 減免

次の税目について、納税者の申請により減免を実施した。(1) 個人事業税 平成19年度課税分を減免対象とし、所得金額及び雑費の程度に応じて減免を実施した。

(3) 自動車税

平成18年度課税分を減免対象とし、修繕費や残存価格に応じて減免を実施した。

3 徴収猶予

平成19年度課税分を減免対象とし、所得金額及び雑費の程度に応じて減免を実施した。

(3) 市町村税

市町村税については、基本的には各市町が個々の地域内の被災状況などを勘案して減免などの特例措置の実施を判断すべきものであるが、原則は、災害減免及び期限延長などについて必要な情報をこれらの市町に提供すると、業務行政上の課題について助言などを行い、業務の円滑化に努めた。

対し、被災者生活再建支援法の改正に向けた要望活動を展開した。

(2) 県独自制度の創設

県が創設した独自制度では、まず拡大措置として、大規模半壊世帯に対しても、国が全壊世帯に対し支給するとともに、生活関連経費(家財購入、医療費など)を支給することとした。また、国の制度では、全く支給の対象とならなかった半壊世帯にも、大規模半壊と同程度の支援を行うこととした。さらに、上乗せ措置として、半壊以上の世帯を対象に、住宅の建設・購入・補修などの使途制限や年齢・収入要件を設けない使い勝手よい制度を創設した。

(3) 国に対する要望活動

県では、被災者生活再建支援法による国の制度が、被災者の住宅再建に対する支援として実効性のあるものとなるよう、広範かつ積極的に、法改正に向けた要望活動を繰り返した。

また、7月12日に開催された全国知事会議において、制度の見直しに関する緊急要望が採択されたが、この中で、谷本知事は、「制度はあってはいるが、極めて不十分な制度である」との指摘を受けた。

(1) 概要

大きな被害を受けた能登地域においては、過疎に歯止めをかける必要があったことや住民に土地や地域コミュニティに対する強い愛着があったことから、馴染みのある地域において生活を再建することが特に強く要望されていた。

<市町における特例措置>

1 減免措置を実施した市町

- (1) 個人住民税(9市町) 七尾市、輪島市、志賀町、穴水町、能登町、金沢市、羽咋市、かほく市、宝達志水町 (2) 固定資産税(11市町) 七尾市、輪島市、珠洲市、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、宝達志水町 (3) 都市計画税(9市町) 七尾市、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町 (4) 国民健康保険税(8市町) 七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市

2 負担金、手数料などの減免

(1) 健康福祉部関係

- ① 国民健康保険及び老人保健制度の一部負担金の減免 国民健康保険等の一部負担金の減免については、各市町(国保保険者)が個々の地域内の被災状況などを勘案して減免の措置を講じるよう要請した。なお、減免を実施した市町(8市町)は次のとおりである。 七尾市、輪島市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町、羽咋市、かほく市

② 介護保険料等の減免

介護保険料及び利用者負担額の減免については、被災市町の条例に基づき適切に対応するよう要請した。

③ 緊急入所者等の負担軽減

被災した在宅介護高齢者で、在宅や避難所での生活が困難となり、老人福祉施設に緊急入所等した者の負担軽減を図るため、介護保険の限度額を超える部分については全額自己

負担となるところ、自己負担を1割に据え置く市町に対し、助成した。

補助金名: 被災高齢者介護施設避難支援事業費補助金 助成市町: 七尾市、輪島市、志賀町

④ 障害者の医療費自己負担等減免 被災により、家屋が損壊(全半壊)した場合及び著しく収入が減少した世帯の障害者の医療費自己負担について、負担上限額の減額や全額免除の特例措置を設け制度の周知を図った。また、心身障害者扶養共済掛金の減免制度についても周知に努めた。

この結果、家屋が損壊した方に対して、特定疾患及び精神障害者通院に係る医療費として、計12件、約17万7千円を減免した。

(2) 県警関係 能登半島地震に係る県警関係の手数料減免等措置の対象は29項目あり、そのうち、道路利用許可証交付手数料、運転免許証再交付手数料等7項目において、計1,042件、244万3千円(平成21年1月31日現在)を減免した。

3 授業料の減免など

(1) 県立高校の授業料等減免

災害に伴う県立高校の授業料減免については、「石川県立学校条例」及び「石川県立高等学校授業料減免規則」などに基づき実施しているが、今回は被災世帯の負担軽減を図るため、定時制、通信制も含め、特例措置として免除制度を拡大した。

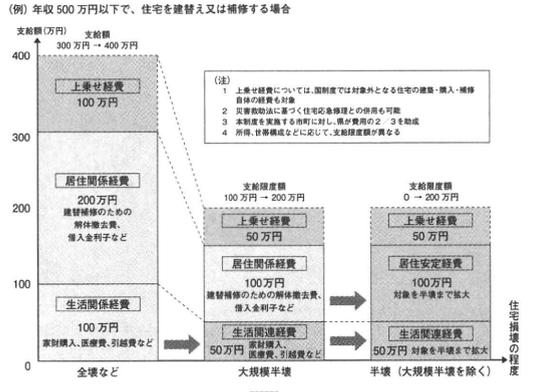
Table with 2 columns: 免除の対象 (保護者の世帯が半壊以上の被害を受けた生徒) and 所得 (これまで前年の所得が1000万円以下の世帯に限っていた所得制限を撤廃)

また、入学手数料についても、手数料条例の減免規定を適用し、平成19年度において、32人に対して合計約18万円の手数料減免を行った。

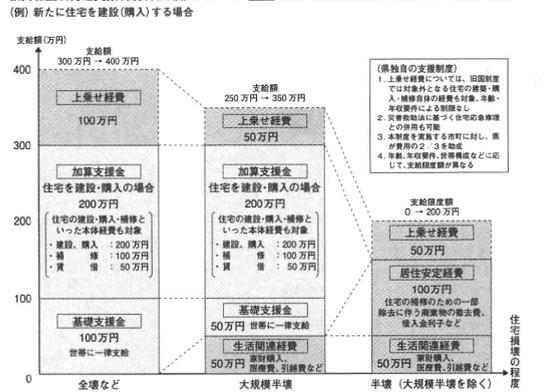
(2) 県立大学の授業料等減免

県立大学の授業料等についても拡大し、2人の学生に対し授業料107万円の減免を行った。

被災者生活再建支援制度(改正前)のイメージ(一部が石川県独自制度)



被災者生活再建支援制度(改正後)のイメージ(一部が石川県独自制度。国制度はH19改正後の制度)





県防災担当大臣(右)に法改正など支援を求める各自治体(10月22日、内閣府)

このように、被災者の熱い思いを伝えるために、国会議員や政府関係者に対する制度改正に向けた要望活動を粘り強く行ってきた中、要望の趣旨に沿った法律の改正案が、自由民主党、公明党、民主党の共同提案により第168回臨時国会に提出され、11月9日、両院の全会一致で可決、成立し、能登半島地震にも適応されることとなった(施行日は同年12月14日)。

H19改正後の被災者生活再建支援金の基準など【全世帯・大規模半壊】国の制度は新制度により支給(県独自の制度は従来どおり)

Table showing disaster relief standards for national and prefectural systems, categorized by household type and disaster level.

注) 住宅の建設・購入、補修、賃借のうち2つ以上の行為を行った世帯における国制度の加算支金は、最も高額な大きな条件が適用される。注) 県独自の制度の上乗せ給付は、年齢・年収要件はないが、大規模半壊世帯の生活関連経費については、右表の支給要件(年齢・年収)により、限度額が異なる。

(4) 改正された国の

被災者生活再建支援制度の概要
改正された新制度では、住宅の被害程度と再建方法に応じた定額渡しきり方式となり、支援金は見舞金的性格を帯びることとなった。
具体的には、まず、基礎支援金として、全壊・大規模半壊世帯に対しては、それぞれ100万円、50万円が支給され、これに加え加算支援金として、住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、賃借する世帯には50万円が支給されることとなった。

国制度の説明会及び支給実績

(1) 市町への説明会の開催

県は、被災者生活再建支援制度の運用が統一のかつ円滑に行われるよう、市町担当職員に對

【半壊】従来の県独自の支援制度により支給(変更なし)

Table showing prefectural disaster relief standards for semi-damaged households, detailing income-based support amounts.

する改正前の国の制度と県の独自制度の説明会を、4月6日(奥能登総合事務所)と同日12日(のとふれあい文化センター)の2回実施した。
また、国制度が大幅に改正されたことに伴い、12月17日、のとふれあい文化センターにおいて改正後の制度の説明会を実施した。
これにより、被災者に対する支給交付手続きは、市町による適切な対応とも相まって、窓口において大きな混乱が生じることも無く実施された。



補助制度に関する相談を受ける被災者生活再建支援窓口(4月17日、輪島市役所前総合支所)

(2) 支給の実績

国及び県の支援制度の申請受付は、4月17日から、各市町において一斉に開始された。
当初は、県の制度に対する申請件数に比べ、国の制度の申請件数は少なかったが、制度改正後は、国の制度の申請件数は著しく伸びた。
各制度別の支給実績については、次の表のとおりである。

国制度の支給状況

Table showing national disaster relief payment status, including categories like total, large-scale semi-damaged, and total counts.

注) 基礎支援金は、旧制度の生活関連経費を含む。注) 加算支援金は、旧制度の居住安定経費を含む。

県制度の支給状況

Table showing prefectural disaster relief payment status, categorized by household type and disaster level.

8. その他の被災者生活再建支援

1 災害弔慰金など

災害弔慰金などについては、各市町が次のとおり支給などを行った。

- (1) 災害弔慰金(平成21年1月31日現在)
① 対象者: 1人(生計維持者以外)
② 実支給額: 250万円
(うち国庫負担額/125万円、県及び市負担額/各62万5千円)
(2) 災害障害見舞金(平成21年1月31日現在)
① 対象者: 1人(生計維持者)
② 実支給額: 250万円
(うち国庫負担額/125万円、県及び町負担額/各62万5千円)
(3) 災害援護資金(平成19年6月30日受付終了)
① 貸付件数: 22件
(輪島市15件、かほく市2件、志賀町1件、穴水町4件)
② 貸付額: 4720万円
輪島市 3320万円、かほく市 450万円
志賀町 250万円、穴水町 700万円
③ 国庫及び県貸付額:
国庫 3146万7千円(4720万円×2/3)
県 1573万3千円(4720万円-3146万7千円)

2 生活福祉資金

生活福祉資金の貸付けについては、災害救助法の適用を受けた3市4町の被災者を対象として、県社会福祉協議会が次のとおり実施した。

- (1) 災害援護資金(平成19年9月30日受付終了)
① 貸付件数: 11件
② 貸付額: 1351万円
③ 特例措置
ア 償還措置期間: 1年以内を3年以内に延長
イ 利率: 3%を無利子化(利子補給)
(2) 住宅資金(平成19年9月30日受付終了)
① 貸付件数: 19件
② 貸付額: 4490万円

3 特例措置

- ア 償還措置期間: 6月以内を3年以内に延長
イ 利率: 3%を無利子化(利子補給)

(3) 緊急小口資金(平成19年6月30日受付終了)

- ① 貸付件数: 7件
② 貸付額: 70万円
③ 特例措置
ア 貸付対象者: 所得制限を撤廃
イ 貸付総額: 5万円以内を10万円以内に緩和
ウ 償還措置期間: 2月以内を1年以内に延長
エ 償還期限: 4月以内を2年以内に延長

4 母子寡婦福祉資金

母子寡婦福祉資金の貸付けについては、市及び県保健福祉センターを窓口として、県が次のとおり実施した。

- (1) 住宅資金(平成21年1月31日現在)
① 貸付件数: 4件
② 貸付額: 638万円
一部損壊: 3件、438万円
半壊: 1件、200万円
③ 特例措置
利率: 3%を無利子化
(2) 転宅資金(平成21年1月31日現在)
① 貸付件数: なし
② 貸付額: なし
③ 特例措置: 住宅資金と同じ

9. 防災証明発行への支援

1 県による研修会の開催

各種被災者支援制度の適用に必要な防災証明の発行を円滑に進めることができるよう、県では市町職員及び県職員を対象に、奥能登総合事務所において、次のとおり被災建物調査の研修を開催した。

- ① 外観目視調査の研修
ア 開催日: 4月3日
イ 講師: 新潟県小千谷市職員
ウ 対象: 21人(県7人、市町14人)
② 内部立入調査の研修
(実際に被害家屋に入り研修を実施)
ア 開催日: 4月10日
イ 講師: 元小千谷市職員、株式会社インターリスク総務部長
ウ 対象: 42人(県9人、市町33人)

2 県・市職員の派遣

防災証明の発行は、市町の自治事務となっているが、県としても、速やかに防災証明の発行が、早期の生活再建支援につながることから、

証明発行事務支援のため、県の税務担当職員など(OBを含む)を被災市町に派遣した。また、比較的被害の少なかった県内の市町に対して被災市町への職員応援要請を行った。

4月2日から5月11日までの期間、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町の4市町に派遣された県及び金沢市、小松市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市の8市の職員数は、延べ366人に及んだ。
これに加え、輪島市では、住民からの防災証明の再調査依頼が相次いだことから、同市からの要請を受けた金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市の7市が、5月14日から25日までの間、職員延べ120人を追加派遣した。



防災証明の発行を待つ市民=輪島市役所

防災証明(被害認定業務)のための派遣人数

Table showing disaster relief staff deployment numbers for disaster proof issuance, categorized by municipality and staff type.

各市町における防災証明の発行状況

Table showing disaster relief proof issuance status by municipality, categorized by disaster level and household type.

注) 市町からの聞き取り調査による

第4節 産業に対する各種支援

1. 応急金融対策

■ 関係機関への協力要請など

3月25日に県内の全ての商工会議所・商工会に対して、緊急相談窓口設置及び既存の災害対策支援融資の活用について周知・斡旋を依頼した。

また、金融機関に対しては、被災企業への貸出審査手続きの簡便化、貸出金の返済猶予などについて、3月25日付け北陸財務局長及び日本銀行金沢支店長の連名通知「能登半島沖を震源とする地震による災害に対する金融上の措置について」の趣旨も含め協力を要請した。

3月30日と31日に局地激甚災害の指定を受けるために、被災自治体(災害救助法の適用を受けている3市4町)の中小企業を対象に被害状況調査を実施した。

2. 金融支援

4月20日に、国は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条、第13条に基づき、七尾市、輪島市、穴水町、志賀町の2市2町を局地的激甚災害の区域に指定した。これにより、①指定地域の中小企業信用保証法の特別措置(信用保証枠の別枠による増枠等)、②小規模企業等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例措置(既貸付金の2年間延長措置)、③県内の政府系金融機関(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)が融資する災害貸付について一定の条件に該当する場合は金利減額特別措置が講じられた。

指定期間：平成19年10月24日まで
(その後、上記の指定期間が平成20年4月24日までに延長された)

4月23日に県の制度金融として「能登半島地帯対策融資」を創設し運用を開始した。これは、地帯をきっかりに資金繰りに支障が出る企業が多量発生し、それに伴い能登全体の活力が大きく損なわれることが懸念されたことから、地域に絡みどまっても頑張る中小企業の復興を支援するために、既存の災害対策向け制度に比べて特に低利内容とした融資制度である。

<能登半島地震対策融資の概要>

災害救助法適用の3市4町の被災中小企業等を対象とした低利融資(利率1%)、保証料軽減制度を創設した

1. 復旧支援分

- ・対象：被災した中小企業の復旧に係る設備資金と付帯運転資金
- ・限度額：1億円
- ・償還期間：10年
- ・特に、激甚災害指定となった2市2町については、さらに次の優遇措置を行った。
 - i) 全業種を対象に、建物が全壊又は半壊した場合については利子(最大で当初5年)間及び保証料を全額補助とする。
 - ii) 特に被害が多かった業種(輪島漆器、酒造業、商店街)については、一定の条件次第で償還期間を15年に延長可能。

2. 復興支援分

- ・対象：被災や風評被害等による売上減少に伴う運転資金
- ・限度額：8000万円
- ・償還期間：7年
- ・特に、激甚災害指定となった2市2町については、さらに次の優遇措置を行った。
 - ・特に被害が多かった業種(輪島漆器、酒造業、商店街)については、一定の条件次第で、保証料を1億6000万円、償還期間を10年に延長可能。

5月8日に、国は、災害救助法の適用を受けている3市4町に対して、突発的災害についてのセーフティネット指定(中小企業信用保証法第2条第3項第4号(突発的災害の地域指定))を行い、このことにより保証協会の別枠保証がさらに追加されることとなった。

指定期間：平成19年6月24日まで
(その後、上記の指定期間が平成20年6月24日までに延長された)

3. 再建相談センター窓口の設置

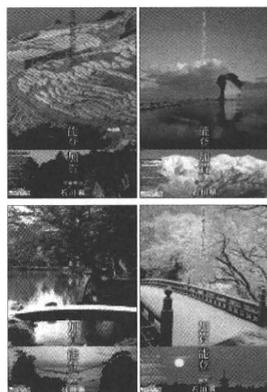
5月7日に、中小企業者への復旧支援を経営面・金融面での支援するために、輪島地区、門前地区、穴水地区、七尾地区、富来地区の5カ所に「再建相談センター」を設置し、県、石川県産業創出支援機構、信用保証協会、政府系金融機関が企業からの相談に対応する体制を整えた。

窓口設置以来平成21年1月31日までの相談件数は、全体で延べ1,167件であり、支援3業種

誌・スポーツ紙の記者や旅行会社商品企画・販売担当者や観光客の宣伝活動、政府広報テレビ・ラジオ番組、新聞広告、人気旅行サイトでの情報発信活動などを実施した。

<「はっと石川」観光キャンペーン>

- 1. 情報発信
 - (1) テレビ番組などの活用
 - (2) マスメディアの招聘
 - (3) ポスター制作
- 2. キャンペーン・イベント展開
 - (1) 観光大使などによるトークショーやコンサート開催
 - (2) 3大都市圏の旅行会社担当者招聘
 - (3) 観光説明会開催
 - (4) 物産協会などによる首都圏での観光物産展開催
 - (5) 地域魅力アップ支援事業
 - (6) ボランティア感謝の集い支援



キャンペーンイベントとしては、川中幸幸さんなど観光大使などによるコンサートやトークショーを組み込んだツアーを実施する一方、観光団体などが実施する地域魅力アップ事業への助成や被災地域の団体が企画・実施するボランティア感謝の集いの支援により、石川の観光魅力の向上と誘客促進に努めた。

別では輪島漆器82件、酒造業18件、商店街110件で、その他の業種・地域が957件となっている。地区別では、輪島地区での相談件数が613件と最も多く、次いで七尾地区の312件、穴水地区の156件、門前地区の44件、富来地区の42件と続いている。

4. 専門家派遣

5月7日から石川県産業創出支援機構の巡回チームにより、原則、半壊以上の被害を受けた企業に対して専門的なアドバイスをを行う事業を開始し、平成21年1月31日現在で輪島地区4件、門前地区11件、穴水地区7件の合計22件の巡回指導を実施した。

2. 風評被害対策、観光キャンペーンなど

1. 「ようこそ能登」観光キャンペーン

地震により休業した旅館や観光施設は、急ピッチの復旧作業により、そのほとんどが被災から1カ月後までには営業を再開した。

県では、地震発生直後から、和倉や輪島の温泉地のほか、能登各地の観光施設の被災実態の把握に努めるとともに、県の観光ホームページで、交通情報や旅館等宿泊施設の正確な営業情報などの提供を行った。併せて、3月30日には国土交通省北陸越前運輸局や観光関連機関などのホームページとリンクすることで、さらなる情報提供体制の充実を努めた。

しかし、石川県への観光に対する自覚意識や風評被害により、宿泊のキャンセルが相当数に上り、観光業界から1日も早い観光復興が切望された。そこで、4月17日に、関係行政機関、経済・観光団体などが一体となり、「元氣宣言、能登。」を合言葉に風評被害の払拭を目指す、「ようこそ能登」観光キャンペーン実行委員会を立ち上げた。

そして、能登有料道路復旧の4月27日を機に、「元氣宣言、能登。」をキャッチフレーズとした風評被害払拭キャンペーンを開始した。

まず、情報発信として、27日朝、全国放送のテレビ番組に知事が生出演し、「能登は元氣、能登。」へ更新する元氣げにお話し下さい」と全国に向けて直接呼びかけた。

また、平成18年に能登を舞台に制作された映画「釣りバカ日誌17」の主人公役である西田

こうといった活動を通じて、県内の観光入り込み客数は、平成19年末までには主要温泉地で減少幅が徐々に縮小するなど、概ね回復傾向が見られるようになった。

<県内主要温泉地の入り込み状況>

平成19年1月～3月	対前年比	2.2%
4月～6月	対前年比	▲15.2%
7月～9月	対前年比	▲7.3%
10月～12月	対前年比	▲5.3%

(平成20年1月以降の取り組みは、「第8章 復興に向けて」参照)



能登半島地震の復興を促すためのミニバスツアー(7月28日、富山の和太山山荘前)



敏行さん、三國達太郎さんお二人の協力により、4月27日、28日に全国紙4紙及び地元紙5紙に、知事のメッセージとお二人の写真とメッセージを用いた広告を掲載したほか、お二人の声で能登の魅力を訴える全国向けラジオコマーシャルを3週間にわたり実施した。

さらに、県観光大使など石川県ゆかりの著名人の協力により、作成したポスターを、全国のJ&R主要駅、高速道路サービスエリアなどへ掲出したほか、生活情報の女性向け全国誌への観光・特産品情報掲載、そして、県観光大使の松井秀喜さんのステッカーを制作し、3大都市圏等向けの特急バスや観光バス、路線バス、タクシーに掲出し、元氣な能登をアピールした。



キャンペーンイベントとしては、3大都市圏などでの街頭キャンペーンや交通事業者、旅行会社、マスメディアへの訪問、県外での観光物産展でのPR、旅行会社商品企画・販売担当者の招待宣伝などを通じて風評被害払拭に努めた。併

3. 農林水産業に対する支援策

1. 農林水産関係の各相談窓口などの設置

(1) 農林漁業制度資金に係る相談窓口の設置

3月26日に、被災農林漁業者などへの支援を行うため、災害に関する制度資金及び既貸付金の償還猶予についての相談窓口を、農林総合事務所を設置するとともに、石川県信用農業協同組合連合会、石川県森林組合連合会、石川県信用漁業協同組合連合会、農林漁業金融公庫北陸支店を通したニーズの把握に努めた。その結果、農林漁業者から13件の相談が寄せられた。

(2) 営農相談窓口の設置

4月1日に、被災農業者への営業支援を行うため、J・A、市町と連携し、J・Aにおおぞら各支店のほか、奥能登農林総合事務所や輪島市役所門前総合支所、穴水役場に、営農相談窓口を設置した。

(3) 「被災農家等に対する営農相談コーナー」の設置

4月9日から、J・Aにおおぞら、J・A町野町の各支店において、「被災農家等に対する営農相談コーナー」を設置し、営農に関する各種相談を実施した。その結果、農地の修復や作業受託などについて14人、22件の相談が寄せられた。

(4) 被災林業者などに対する相談窓口の設置

林業関係者への支援を行うため、4月6日に奥能登・中能登農林総合事務所、珠洲・羽咋農林事務所やのと・輪島市・珠洲市・七尾市・能北・中能登・越路・羽咋の各森林組合に相談窓口を設置した。その結果、山腹崩壊、被災した林道の復旧など延べ6人、69件の相談が寄せられた。

(5) 被災漁業者相談窓口の設置

被災漁業者への支援を行うため、4月4日石川県漁業協同組合と連携して、県水産課、石川県水産総合センター及び石川県漁協本所及び支所(志賀町・輪島市・珠洲市・能登町・穴水町・七尾市管内)に相談窓口を設置した。その結果、復旧や操業等のための資金や融資制度などについて延べ7人、12件の相談が寄せられた。



キャンペーンで能登をアピールする日本車庫関係者(4月28日、J町駅前窓口)

<「ようこそ能登」観光キャンペーン>

- 1. 情報発信
 - (1) 全国紙及び地元紙への新聞広告掲載 (4月27日、28日)
 - (2) 全国ネット局及び地元局によるラジオCM (4月27日～5月11日)
 - (3) 観光ポスター及びステッカー制作
 - (4) 生活情報誌に能登地域の観光・特産品情報と広告掲載 (6月25日)
- 2. キャンペーン・イベント展開
 - (1) 3大都市圏及び福岡市での街頭キャンペーンとマスメディア等訪問 (4月27日～6月2日の5週間 毎金土曜)
 - (2) タレント、落語家による能登元氣げの旅実施 (6月～平成20年3月)
 - (3) 3大都市圏旅行代理店担当者招聘 (5月22日～23日)
 - (4) 物産協会などによる首都圏での元氣能登物産展開催 (5月30日～6月4日)
- 3. その他
 - 能登有料道路、田鶴浜道路での観光バス通行料助成 (4月27日～9月末)

2. 「はっと石川」観光キャンペーン

6月28日には、県内全域に及んだ風評被害の払拭とさらなる誘客を促進するため、新たに関係行政機関や観光団体などで構成する県営の組織として、「はっと石川」観光キャンペーン実行委員会を立ち上げた。

実行委員会では、県内の観光地を素材にした季節ごとの観光ポスター作成のほか、石川県を舞台としたテレビ、ラジオ番組の誘致活動、雑

2 営農支援

(1) 営農調査

4月5日、6日の2日間、奥能登農林総合事務所では、特に被害が大きかった輪島市門前町の78集落を対象に、8班体制で水田の被災状況や営農意向などについて調査を行った。その結果、約50haの被災水田面積が確認されたが、農家の水稲などの作付け意欲は高かった。また、4月16日から5月29日にかけて圃場の復旧状況や水稲育苗の管理状況について調査を行った。

その結果、水稲の作付け不能面積は、査定前着工による復旧と農家自らによる復旧工事のほか、田面の沈下や隆起によって生じた水位の不均衡等を農家自らが手畦や液板を入れることで補正し田植えを実施したことにより、被害面積約50haを大幅に下回る約13haとなった。田植えが大幅に遅れ、水稲育苗を廃棄又はキャンセルした農家に対しては、JAが晩稲用苗を供給し、被災農家への支援を行った。



農家自らが手畦（液板）により、水田の不均衡を修正した状況

(2) 農業の復興支援

被災農地での営農意欲の低下による耕作放棄の発生が懸念されたため、県では、集落ごとの「復興支援カルテ」に基づいたきめ細やかな指導を行い、被害の実態や程度に応じた支援を実施した。

3 「がんばれ能登1中越!」

～地震に負けるなおいしい北陸～の開催

被災地における基幹産業の一つである農林水産業・農林水産物のイメージ回復や被災地産業の復興を目指す、東京都内において幅広い来場者を対象に、能登半島および柏崎周辺地域の農林水産業・農林水産物を紹介するパネル展示や試食提供、PR活動を実施した。

6 天皇皇后両陛下への被災状況等の御説明

4月11日、知事が皇居吹上御所を訪問し、天皇皇后両陛下に対し、能登半島地震の被災状況及び復興に向けての取り組み状況などを御説明した。両陛下からは、被災者に対する労いと励ましのお言葉があった。

7 総務省副大臣及び消防庁長官による被災状況調査など

4月11日、大野総務省副大臣及び高部消防庁長官が地震被害調査のため輪島市などを訪れた。輪島市役所では、杉本副知事、輪島市長の被害状況の説明の後、輪島市消防団長や広域圏事務組合消防長が被害の詳細について説明した。また被災状況調査では、国道249号や門前町道下などの被災現場の調査を行った。

8 農林水産副大臣による被災状況等現地調査

4月12日、山本農林水産副大臣が輪島市と志賀町の被災状況など現地調査のため来県した。その際、杉本副知事と被災市長が緊急要望を行った。

9 内閣総理大臣による被災状況現地視察

4月13日、安倍内閣総理大臣が被災状況現地視察のため輪島市を訪れた。輪島市役所では、知事及び輪島市長が地震の概況説明を行った。(七尾市長、珠洲市長、志賀町長、中能登町長、穴水町長、能登町長が同席) 安倍内閣総理大臣からは、来道中に激甚災害の指定を閣議決定する旨の方針が示された。その際、安倍内閣総理大臣は、酒造店、漆器店、総持寺神社、仮設住宅建設現場などの被災現場を視察し、避難所となっている諸国公民館及び門前会館において避難住民を激励した。なお、安倍内閣総理大臣による現地視察後の4月20日の閣議において、県内3市3町が局地激甚災害の対応地域に指定された。

2. 災害対策本部地方部などの対応

1 概要

県災害対策本部の設置と同時に、災害応急対

- ・開催日：平成20年3月25日
・場所：新宿ステーションスクエア
・主催：北陸農政局
・主役：石川県、新潟県ほか



能登の魅力を紹介する関係者＝平成20年3月25日、東京・新宿

第5節 その他の県の対応

1. 国に対する要望など

1 政府調査団による被災状況調査

国においては、3月25日から26日に、清手防災担当大臣を団長とする政府調査団が現地調査を実施した。その際、輪島市役所にて知事及び輪島市長が被災状況などについて説明を行った。

2 内閣府副大臣などによる被災状況調査など

3月27日、被災状況調査のため、平沢内閣府副大臣、北村茂男衆議院議員、岡田直樹参議院議員ほかが能登空港を利用して輪島市を訪問した。輪島市役所では杉本副知事が被災状況を説明したあと、同席の地元7市町代表者とともに、政府に対する緊急要望を行った。一行は特に被害の甚大な輪島市門前町道下地区、総持寺通り、被災者の避難所となっていた門前会館などで被災状況を調査した。

業活動を円滑に実施するため、奥能登総合事務所及び中能登総合事務所と県災害対策本部地方部を置いて、特に被害の大きかった奥能登総合事務所管内においては、現地災害対策本部を設置したため、その設置期間中(4月24日まで)は、地方部は現地災害対策本部に吸収されることとなった。

また、東京、大阪、名古屋の3県事務所に、県災害対策本部地方連絡部をそれぞれ置いた。

2 中能登総合事務所

発災直後、直ちに地方部の業務である管内被災状況の情報収集及び関係機関との連絡体制を整え、以降4月24日に至るまで24時間体制で対応した。各市町に対しては、要請があれば職員を派遣する旨連絡したものの、各市町は相当混乱しており十分な情報収集ができず、判断し、被災当日職員1人を七尾市へ派遣した。

また、県災害対策本部及び現地災害対策本部との情報共有は、中能登総合事務所に設置したテレビ会議により行っていたが、管内出先機関(保健、農林、土木、港湾、教育)及び各市町防災担当課に対しては同席を求め、出席できない場合は資料提供を行うなど情報の共有化を図った。

3 東京事務所など

県災害対策本部地方連絡部が置かれた東京、大阪、名古屋の3県事務所では、国・都府県・関係機関などとの情報連絡を行うとともに、義援金の受付などを行った。

3. 県議会の対応

1 被災地の視察及び要望活動など

地震発生当日、長井県議会議員及び山田(憲)副議長は、県の災害対策本部に駆けつけ、被災地の状況把握に努めた。

3月27日、議長及び副議長は、地震の被害が最も大きかった輪島市門前町などに入り、被災状況の把握に努めるとともに被災者を見舞った。

3月28日、議長は、急遽上京し、県選出の国会議員とともに首相官邸を訪れ、鈴木官房副長官に激甚災害の早期指定や被災した住宅の建築・補修支援、ライフラインの早期復旧など11項目にわたる「能登半島地震災害に対する緊急



平沢内閣府副大臣などへの緊急要望＝3月27日、輪島市役所

3 国土交通大臣による被災状況調査など

3月30日、冬柴国土交通大臣が輪島市内視察などを実施した。その際、知事及び被災市長が緊急要望を行った。

4 衆議院災害対策特別委員会による被災状況調査など

4月2日、地震からの復興施策の検討に役立てるため、水村委員長をはじめ、聴委員を含む12人の衆議院災害対策特別委員会の委員及び有力衆議院議員、北村茂男衆議院議員の参加を得て、輪島市において、被災状況調査を実施した。

まず、能登空港から石川県に入った一行に対し、輪島市役所において、山岸副知事が被災地を代表して、地震についての概況説明及び復旧・復興に向けた取り組みに対する支援要望を行った。併せて、7市町の首長からも、地域の実情に応じた要望を行った。また、避難所の「輪島市ふれあい健康センター」を訪れ、住宅に被害を受け、精神的にも大きなショックを受けている被災者を激励するとともに、障害者福祉施設である「ふれあい工房あざし」を訪れ、そこで生活している人々に対し、激励の言葉をかけた。

さらに、特に被害が甚大であった輪島市門前町の道下や総持寺通りにおいて、多数の全壊、大規模半壊の住宅や店舗などの被災状況を調査するとともに、被災者の方々の生の声に耳を傾け、地震の恐ろしさを見聞した。

要望書」を提出した。また、議長はこれに先立ち、国会内で清手防災担当大臣と会談し、被災地の現状と課題を報告した。

3月28日、副議長以下16人の議員が輪島市門前町などの被災地や各市町の災害対策本部を視察、激励した。



鈴木副議長(左)に要望する長井議長＝3月28日

2 議会における審議状況など

(1) 議会運営委員会

3月27日午後、議会運営委員会を急遽開催し、環境安全部次長から地震の概要について説明を受け、27日午前中に被災地の視察を行った議長らその状況について説明があった後、議事として政府等へ激甚災害の指定をはじめ、住民の健康確保、被災地の復旧などの支援・復興に関する要望書を提出すること、また、翌28日に被災地や各市町の災害対策本部へ視察、激励に行くことを決定し、参加者を募ることとした。

(2) 本会議

5月2日の平成19年第2回県議会臨時会(改選後最初の組織議会)で、能登半島地震からの復興対策と今後の災害などに備えての危機管理に万全を期すため「震災復興・危機管理特別委員会」を設置するとともに、「能登半島地震の災害復興支援を求める意見書」を全会一致で可決し、直ちに政府関係機関へ意見書を提出した。また、知事から報告があった能登半島地震関連補正予算(4月17日に専決処分)を全会一致で承認した。

6月12日から28日までの平成19年第3回県議会定例会では、16人の議員が代表・一般質問で、能登半島地震の被災状況や復興対策などについて質問し、能登半島地震復興関係予算を含む補正予算を全会一致で可決した。また、「被災者生活再建支援法」の早期改正を求める意見書」を全会一致で可決し、直ちに



被災地を視察する北村茂男議員と衆議院災害対策特別委員会のメンバー＝4月2日、輪島市門前町道下

5 内閣総理大臣への被災状況等説明及び要望

4月3日、知事が首相官邸を訪問し、安倍内閣総理大臣に対して、地震災害に係る国の対応に対する御礼と状況説明を行い、併せて能登半島地震に係る復旧対策に関する11項目の緊急要望を行った。

- 1 被災住宅の建築・補修に対する支援について
2 応急仮設住宅の建設支援について
3 水道などのライフラインの早期復旧について
4 公共土木施設、農林水産業施設、文教施設、警察施設、文化財等の早期復旧について
5 能登有料道路、能登大橋、能登空港等の基幹的交通基盤の早期復旧及び技術支援について
6 医療、福祉、生活に対する連やかな支援について
7 災害廃棄物の処理等に対する支援について
8 観光・伝統産業や温泉旅館などの中小企業に対する支援について
9 風評被害の防止対策について
10 激甚災害の早期指定について
11 地方交付税などによる財政支援について



首相官邸を訪れ、安倍首相に能登半島地震後の状況を報告、緊急要望を手渡す谷本知事＝4月3日

政府関係機関へ意見書を提出した。

(3) 常任委員会

5月2日の平成19年第2回県議会臨時会において、各議員の常任委員会の所属が決定された。その後、5月15日に厚生環境委員会が開会されたのはじめ、翌16日に土木企業委員会、18日には総務企画委員会、産業委員会及び文教公安委員会が開会され、それぞれの委員会が所管する施設・設備などの被災状況や応急復旧対策などについて、県執行部から報告を受けるとともに、被災地の道路等の応急復旧対策、被災者の生活再建への支援策、被災中小企業への支援策、風評被害払拭のための施策の実施などについて議論を行った。

また、5月23日から24日にかけて行われた産業委員会能登地区視察において、被災した農業用施設のほか地場産業を営む商店や中小企業などの被災状況及び応急復旧の状況を視察するとともに、地元市町や観光協会等から復興支援や風評被害払拭に向けた取り組みなどに対する要望を受けた。その後も、委員会ごとにそれぞれの所管する関係施設など現場における被災状況及び復旧状況を視察したほか、能登半島地震復興プラン及び同プランに基づく安全・安心な暮らしの再建議論がなされた。

(4) 震災復興・危機管理特別委員会

5月2日の平成19年第2回県議会臨時会において、被災地の今後の復旧・復興対策を集中的かつ継続的に議論する必要があることから、「震災復興・危機管理特別委員会」が設置された。5月21日、被災した道路や海岸の状況、商店街や地場産業の被災状況、さらには仮設住宅の状況などを視察した。その後、6月4日、8月31日及び9月25日開催の同委員会において、被災地における施設・設備等の被災状況及び道路等の応急復旧対策などの状況について、執行部から報告を受けるとともに、能登半島地震復興プラン及び同プランに基づく被災者の生活再建への支援策、被災中小企業への支援策、風評被害払拭のための具体的な施策などについて集中的に審議がなされた。



震災復興・危機管理特別委員会の被災地視察＝5月21日

3 その他の活動状況

4月20日、当選議員の各会派代表者で組織する世話人会において、災害義援金として議員互助会から見舞金100万円を贈ることが決定され、4月24日、副議長が知事に見舞金を手渡した。

第6節 他の自治体からの応援

1 公共土木施設復旧への応援

能登半島地震で大きな被害を受けた公共土木施設の早期復旧を図るため、4月12日に新潟県、富山県、福井県に対して、土木職員の派遣について要請し、4月27日に3県と地方自治法第252条の17の規定に基づき派遣職員の取扱いに関する協定を締結した。

5月1日、被災地復旧業務応援のため、新潟県から4人、富山県・福井県からそれぞれ3人の計10人の職員が派遣された。派遣職員は、奥能登土木総合事務所の職員に併任され、県内各土木総合事務所からの応援職員とともに、道路復旧などの災害査定における査定設計書の作成、工事の監督、地元説明などの業務に携わった。

職員の派遣は、新潟県は7月31日まで、富山県と福井県は、災害復旧業務の発注率が80%を超えて一段落した12月28日まで行われた。

各県からの職員派遣状況

県名	派遣人数	派遣期間	備 考
新潟県	4人	5月1日～7月16日 7月31日	新潟県中越沖地震発生
富山県	3人	5月1日～12月28日	
福井県	3人	5月1日～12月28日	8月1日(1人)と9月1日(1人)に職員交代

2 被災建築物応急危険度判定などへの応援

被災建築物応急危険度判定、避難住民の健康管理、心のケア活動など様々な分野で、県外の多くの自治体から応援を受けた。

各県・市からの応援状況(消防、警察関係を除く)

応援内容	応援県・市
被災建築物応急危険度判定	富山県、福井県
応急給水	長岡市、富山市、高岡市、射水市、福井市、名古屋市
下水道処理施設調査、応急対応	富山県、名古屋市
農地の現地測量など	新潟県、富山県、福井県
避難住民の健康管理、在宅被災者の家庭訪問など	新潟県、富山県、福井県、新潟市
心のケアチーム派遣	青森県、静岡県、兵庫県、和歌山県
子どもの心のケアチーム派遣	新潟県、山梨県、愛知県、三重県、兵庫県
災害廃棄物運搬	高岡市、福井市、名古屋市

[詳細は資料編272ページ参照]

第7節 感謝状の贈呈

1 目的

能登半島地震における救援や復旧・復興に際し、支援・協力いただいた県内外の多数の団体・個人に対し、感謝状を贈呈し、感謝の気持ちを伝えた。



感謝状贈呈式＝平成20年4月25日、県庁

2 内容

(1) 贈呈件数：333件
(総件数342件うち9件は人的支援、資機材等無償提供、及び災害義援金重複のため)

区分	感謝状贈呈の内容	件数
人的支援	自衛隊、緊急消防援助隊 こころのケアチーム など (延べ人数 約4千人)	50
	民間関係 (社)石川県医師会 (社)石川県建設業協会 など (延べ人数 約6千人)	100
資機材等無償提供	災害廃棄物破砕機 (株)小松製作所 など 応急仮設住宅への設備 (株式会社電力リビンサービスなど 一定額以上を対象)	6
災害義援金	民間関係 [24,772件 1,973百万円 (平成20年4月25日現在)]	186
合 計		342

(2) 贈呈の時期及び方法

① 知事贈呈式

各分野の代表者24人に対して、知事贈呈式を実施した。

- ・日時：平成20年4月25日
- ・場所：県庁行政庁舎4階 特別会議室

② その他の個別贈呈

各部署で持参などの個別贈呈を行った。



ボランティア受付の様子＝4月1日、輪島市災害ボランティアセンター前



被災した家から出た大量のゴミを仕付けるボランティア
=3月31日、輪島市門前町下



教職員によるボランティア活動=穴水町内の商業施設最寄分場



輪島市立技術研修所の研修生による被災して一時保管された洋服の手入れ
=6月12日、輪島市文化会館



約500人のボランティアが参加して行われた千枚田の田植え
=5月12日、輪島市白米町



ボランティアバスで、早朝に被災地へ向かうボランティア
=3月31日、東西部緑地公園



入式に備え、避難所の体育館を清掃するボランティア
=4月5日、輪島市門前西小学校



生徒による輪島市沖ヶ浦海岸の清掃活動

第5章 ボランティア活動

1. ボランティア活動の概要

県地域防災計画に基づき、財団法人石川県県民ボランティアセンター（以下、「県民ボランティアセンター」という）は、平成19年3月25日12時30分、県災害対策本部設置に併せ、石川県災害対策ボランティア本部（以下、「ボランティア県本部」という）を設置し、被災市町及び関係団体と連携し、ボランティア受け入れの総合調整、ボランティア輸送バスの運行などボランティア活動に対する支援を行った。

また、輪島市社会福祉協議会が輪島市門前町及び旧輪島市に、穴水町社会福祉協議会が穴水町において、災害対策ボランティア現地本部（以下、「ボランティア現地本部」という）を設置し、ボランティアと被災者ニーズの調整、ボランティア活動の具体的な指示、ボランティアの安全管理などを行った。

こうした受け入れ体制のもと、県外も含め1万6000人を超えるボランティアが、被災した家屋の清掃や壊れた家具の片づけ、避難所での被災者との交流、仮設住宅への引越しの手伝いなどの活動を行った。

ボランティア受付活動人数（平成19年3月28日～5月31日）

輪島市災害ボランティアセンター輪島	1,758人
輪島市災害ボランティアセンター門前	10,754人
穴水町災害対策ボランティア現地本部	3,591人
合 計	16,103人

【詳細は資料編287ページ参照】

2. 県災害対策ボランティア本部

1. 災害ボランティアコーディネーターなどの派遣

ボランティア県本部では、地震発生の翌26日、石川県災害対策ボランティア連絡会を開催し、関係団体の協力体制を確認するとともに、現地調査のため、災害ボランティアコーディネーターと県職員を被災地に派遣した。

2. ホームページなどによるボランティア募集

(1) ボランティアによる支援活動自粛のお願い
災害発生直後、被災地は、被害状況確認やラ

イライン復旧作業などにより混乱し、また、余震による二次災害の恐れもあったことから、ボランティア活動のための被災地来訪をしばらくの間、自粛していただくよう県ホームページなどを通じて発信した。

(2) ボランティアの募集、被災者ニーズの受付開始

復旧作業も落ち着き始めた28日から県ホームページなどを通じ、ボランティア募集及び被災者からのニーズ受付等についての情報を発信した。また、ボランティア輸送バスの運行のお知らせについても、随時情報を発信した。

3. 災害ボランティア活動への支援

(1) ボランティア輸送バスの運行

被災地の交通混雑、駐車場不足の回避及び道路事情の不案内な県外ボランティアの利便確保のため、金沢から被災地（輪島市、穴水町）に向けて、ボランティア輸送バスを運行した。

地震発生後最初の土曜日である3月31日には、県西部緑地公園内駐車場において、ボランティア県本部長である知事も参加し、ボランティア輸送バス出発式を行った。

運行日：平成19年3月29日～4月22日（毎日運行）

運行台数：143台
輸送したボランティア：延べ4,835人

(2) ボランティア活動保険掛金の助成

災害ボランティア活動中に起こる様々な事故からボランティアを補償するボランティア活動保険の掛金について全額助成を行った。（助成人数：12,232人）

(3) 災害ボランティア活動支援物資の購入・提供
ボランティア現地本部からの要請に応じ、災害ボランティア活動に必要なスコップ、バケツ、軍手、マスクなどの物資の購入・提供を行った。

3. 災害対策ボランティア現地本部

1. 輪島市災害ボランティアセンター

輪島市社会福祉協議会は、輪島青年会議所の協力も得て、3月27日に「輪島市災害ボランティアセンター門前」（輪島市立門前東小学校内）、30日に「輪島市災害ボランティアセンター輪島」（輪島市文化会館2階）を現地本部として設置した。



輪島市災害ボランティアセンター門前-門前東小学校

両現地本部では、被災住民への広報、ボランティア派遣依頼に関する受付及び相談への対応、ボランティアの健康管理などを行った。さらに、独自の取り組みとして、輪島市災害ボランティアセンター輪島では、避難所の高齢者の

石川県災害対策ボランティア本部 組織図



災害対策ボランティア現地本部 設置状況

年月日	輪島市災害ボランティアセンター輪島	輪島市災害ボランティアセンター門前	穴水町災害対策ボランティア現地本部
平成19年3月27日		門前東小学校	穴水町保健センター
3月30日			穴水町保健センター-敷地内(プレハブ)
4月5日		道下サセットパーク内	穴水町保健センター(穴水町社会福祉協議会)
4月26日		輪島市ふれあい健康センター	
5月7日			穴水町保健センター(穴水町社会福祉協議会)
5月27日		輪島市ふれあい健康センター(輪島市社会福祉協議会)	輪島市門前保健センター(輪島市社会福祉協議会門前支所)
5月31日			穴水町保健センター(穴水町社会福祉協議会)

お風呂への送迎、被災者の荷物の運搬、バスの乗り降りの介助などを行った。



福島市災害ボランティアセンター輪島

輪島市災害ボランティアセンター門前は、新学期が始まることから、4月5日に門前東小学校内から道下応急仮設住宅向かいにある道下サセットパーク内に移転した。

門前東・門前西小学校の入学式(4月9日)に合わせて、ボランティアのメッセージを書いた約2000枚の桜のはなびらを学校内に飾りつける「桜のはなびらプロジェクト」を独自の取り組みとして実施した。



メッセージが書き込まれた桜のはなびらが校舎を彩った

5月27日をもって両現地本部は閉所したが、その後は、「輪島市復興支援ボランティアセンター門前」及び「輪島市復興支援ボランティアセンター輪島」として、輪島市社会福祉協議会が、輪島青年会議所、輪島市災害ボランティアの会などの各種団体と連携し、輪島市の復興に向けたボランティア活動に取り組んでいる。



ボランティアセンターの閉所式で輪島市長(右)から「復興の鍵」を受け取る市社会福祉協議会会長(右から2人目)＝輪島市門前町道下

2 穴水町災害対策ボランティア現地本部

穴水町社会福祉協議会は、穴水町ボランティア連絡協議会と連絡調整を行い、3月27日に「穴水町災害対策ボランティア現地本部」(穴水町保健センター内)を設置した。



ボランティアへの説明＝3月29日、穴水町災害対策ボランティア現地本部

同現地本部では、被災住民への広報、ボランティア派遣依頼に関する受付及び相談への対応、ボランティアの健康管理などを行ったほか、独自の取り組みとして、被災者からの被災家屋に関する質問・要望に応じて、専門家による相談会や被災家屋の無料診断を実施した。

5月31日をもって同現地本部は閉所したが、その後は、穴水町社会福祉協議会が、関係団体、関係機関、地元ボランティアと協力し、被災者の心のケアや福祉などの救護活動に取り組んでいる。

4. 主な災害ボランティア活動

ボランティアの受付活動人数は、地震発生から5月31日までの間で計16,103人を数え、主に下記の被災地復旧、被災者支援活動が行われたが、このほかにも高校生による仮設住宅の表札作りやボランティアによる被災者への足湯のサービスやマッサージ、僧侶らによる行茶(お茶の振る舞い)など被災者の立場に立った様々な取り組みも行われ、被災者との交流が図られた。



若手僧侶による足湯のサービス＝4月25日、穴水町国民保健センター

- ① ゴミ処理・家屋清掃
 - ・家屋内外に散乱した家財の片付け・清掃
 - ・倒壊ブロック塀などの瓦礫処理
 - ・災害ゴミの分別・回収・積込・運搬
 - ・家電製品の廃棄
 - ・災害家屋の周辺(道路・溝など)の清掃



布団やタンスを仮置き場に運び入れる被災者とボランティア＝4月28日、穴水町比叡の日向洋中学校

- ② 物資の整理
 - ・救援物資の区分け、整理、運搬
 - ・物資の配給
 - ・救援物資保管場所の清掃

3 仮設住宅での活動

- ・仮設住宅への引越し手伝い
- ・仮設住宅用の救援物資荷造り、移動、配布
- ・仮設住宅入居者に対する相談対応
- ・仮設住宅への定期訪問

4 避難所での活動

- ・避難所訪問活動(オーケストラ・アンサンブル金沢や高校生プラスバンドの慰問演奏、柔道整復師によるマッサージなど)



オーケストラ・アンサンブル金沢が慰問コンサート＝4月10日、輪島市のふれあい工房あざし

- ・避難所片付け、清掃、移転の手伝い
- ⑤ ニーズ調査・広報活動
 - ・ボランティア現地本部の業務案内
 - ・被災者声かけ・訪問活動(ニーズ調査)
 - ・家屋調査
- ⑥ ボランティアコーディネーター
 - ・ボランティア本部における運営支援
 - ・ボランティアの調整
- ⑦ その他
 - ・施設訪問
 - ・運転ボランティア
 - ・家屋の修理

5. 各機関などによる災害ボランティア活動

1 高校生及び教職員などの活動

3月25日は春休み初日であったこともあり、地震発生直後から被災地内の門前高校、穴水高校、輪島高校などの生徒が地域の方とともに炊き出しなどの活動に参加した。その後、各校の生徒会が中心となり、地域のボランティアセンターと連携し、ボランティア活動を行った。

3月30日からは、被災地以外の高校の生徒会や部活動単位での活動も始まり、春休み中は計

10校が参加した。

また、学校の特別活動の一環として、4月11日には金沢桜丘高校の2年生352人、4月13日には明羽高校の2年生191人が被災地での清掃活動やゴミの分別、救援物資の配布などの活動を行った。

4月24日までに約1,100人の高校生がこうしたボランティア活動に参加した。

また、教職員も、4月12日に平成19年度新規採用者153人を含む179人が、穴水町にある廃棄物の最終処分場で、ごみの分別作業を行った。

さらに、6月12日には、県立輪島漆芸技術研修所の研修生30人が、被災して一時保管していた漆器の手入れなどのボランティア活動に参加した。



被災者に訪来しの手紙と救援物資を手渡す金沢桜丘高校の生徒＝4月11日、輪島市門前町

2 各種団体などの活動

4月3日、金沢競馬関係者で構成される金沢競馬復興協議会の会員69人が輪島市門前町で倒壊した納屋の片付けなどのボランティア活動を行った。

そのほか企業や学生、日本赤十字社、社会福祉協議会など各種団体からも多くのボランティアが協力し、被災地復旧・被災地支援活動が行われた。



瓦を片付ける金沢競馬関係者＝4月3日、輪島市門前町東馬町



被災地に届けられた救援物資＝4月4日、輪島市門前町の門前西小学校

第6章 義援金・救援物資の状況

1. 義援金の受付状況

義援金の受付については、平成19年3月26日に県内では厚生政務課、中能登総合事務所、奥能登総合事務所及び小松県税事務所、県外では東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所に受付窓口を設置した。

また、窓口に来られない人のために全国及び県内のどこでも振り込めるよう北國銀行及び郵便局に口座を設けるとともに、北國銀行、全国地方銀行協会会員銀行及び郵便局での振込手数料を免除する措置を講じた。

なお、義援金の受け入れについて、県政記者室に資料提供するとともに県のホームページで周知したところ、全国、海外からたくさん問い合わせが寄せられた。

その結果、平成20年12月31日現在、県の受付分として25,028件、約20億920万円となっている。

県では、義援金を寄託された人々に謝意を表するため、一定額以上寄託された人々にお礼状を発送するとともに、その意向を確認した上で、寄託者名を県ホームページで公表した。

義援金の受け付け状況

年月	件数	金額(円)
平成19年3月	745	140,375,265
4月	16,929	852,085,054
5月	4,179	539,197,284
6月	904	173,890,967
7月	967	142,288,068
8月	193	46,473,748
9月	187	11,957,236
10月	282	27,218,058
11月	71	5,551,865
12月	114	997,2409
平成20年1月	57	39,173,623
2月	49	1,420,130
3月	71	1,256,084
4月～12月	280	18,341,473
合計	25,028	2,009,201,264

<参考>
[日本赤十字社石川県支部]
H20.12未現在 42,798件 949,391,723円
[石川県共同募金会]
H20.12未現在 4,513件 229,273,657円
県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会分は、報道機関寄託分546,782,822円を含む
<義援金受付総額>
平成20年12月31日現在 3,187,866,644円

2. 義援金の配分状況

1. 配分委員会の設置

県は、県内外から寄せられた義援金を公平かつ効率的に配分するため、4月17日、石川県登半島地震災害義援金配分委員会を設置した。

配分委員会は、石川県、日本赤十字社石川県支部、石川県共同募金会、報道機関に寄せられた義援金を集約し、被災者に配分することとした。

2. 第1回配分委員会の開催

4月20日までに、各義援金受付団体に寄せられた義援金は、約13億3500万円に上った。

各義援金受付団体の受入状況(平成19年4月20日現在)

受付団体名	受入金額(千円)
石川県	759,806
日本赤十字社石川県支部	398,375
石川県共同募金会	94,053
報道機関寄託分	82,847
合計	1,335,081

そのため、義援金をお寄せいただいた人々のご厚志を踏まえ、早急に配分計画を決定することが必要と考え、4月24日に第1回配分委員会を開催し、配分基準を決定した。

なお、配分計画は配分委員会開催時点の義援金受入額及び対象被害の最終見込数を考慮し、被災者の住宅再建など新たな生活に向けた動機付けとなるよう、一律の基準により、住家の一部損壊も含め幅広く配分を行うこととした。

(1) 対象市町

七尾市、輪島市、羽咋市、かほく市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町(4市5町)

(2) 対象被害、配分単価など

対象被害	被害区分	配分単価		
			追加配分単価	第1次配分と合わせた配分単価
人的被害	死者	400千円/人		
	重傷者	350千円/人		
	全壊	700千円/世帯		
住家被害	大規模半壊・半壊	350千円/世帯		
	一部損壊	15千円/世帯		
	全壊	800千円/世帯	1,500千円/世帯	1,500千円/世帯
	大規模半壊・半壊	400千円/世帯	750千円/世帯	750千円/世帯
	一部損壊	17千円/世帯	32千円/世帯	32千円/世帯

注) 大規模半壊と半壊の配分単価については、本県の被災者生活再建支援金の考え方に合わせて同額とした

(3) 県配分委員会から対象市町への配分

4月25日、県配分委員会から対象市町に配分金を送金し、速やかに被災者のもとへ義援金が届くように手続きをとった。

その後、新たに被害認定された世帯などについて、被災市町からの請求に基づき随時追加配分を行った。

(4) 市町から対象者(世帯)への配分

各戸配分の市町広報を活用するなど、住民に広く周知を図るとともに、被害状況の確認を行い、4月27日の輪島市を最初に対象者(世帯)への迅速な配分に努めた。

2. 第2回配分委員会の開催

8月28日までに、各義援金受付団体に寄せられた義援金は、約29億9600万円に上ったため、第2回配分委員会を開催し、第2次配分基準を決定した。

各義援金受付団体の受入状況(平成19年8月28日現在)

受付団体名	受入金額(千円)
石川県	1,394,596
日本赤十字社石川県支部	882,516
石川県共同募金会	210,739
報道機関寄託分	508,304
合計	2,996,155

(1) 住家被害への追加配分

人的被害(死者、重傷者)への追加配分は行わず、住家被害(全壊、大規模半壊・半壊、一部損壊)を受けた世帯に重点配分する。

住家被害世帯への配分単価など

対象被害	被害区分	追加配分単価	第1次配分と合わせた配分単価
大規模半壊・半壊	400千円/世帯	750千円/世帯	750千円/世帯
一部損壊	17千円/世帯	32千円/世帯	32千円/世帯

注) このほか住家被害世帯へは、市町に寄せられた義援金も配分され、例えば全壊の場合の配分額は、合わせて1,700万円となった

(2) 地域コミュニティの再生支援

新たな配分基準として、災害救助法が適用された3市4町の町内会などが取り組む地域コミュニティ再生のための復旧事業(たとえば、集会所や農林水産関係の共同利用施設の復旧事業など)を支援するため、「地域コミュニティ再生支援枠」を設け配分する。

配分枠：1億5000万円

3. 配分額

県から対象市町への配分額は、第一次配分と第2次配分を合わせて、平成20年12月31日現在で、3,023,828,000円となっている。

配分後に、残高が生じた場合には、県民ボランティア基金に積み立てることとしている。

3. 救援物資の受付状況

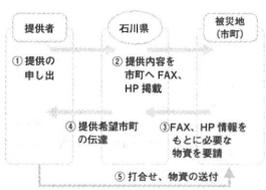
救援物資の取り扱いについては、保管の手間を省き、迅速に必要な物資が現地に届くよう、県内に救援物資の受付窓口を設置し、提供者と物資を必要とする市町との仲介業務を行うこととした。

そして、新潟県中越地震の際、救援物資が被災地に大量に送付され、その仕分け作業に多くの人手と時間が取られたことから、県で、提供者から申し出のあった物資の内容、数量、連絡先などの情報を被災市町へFAXするとともに、ホームページに掲載し、情報提供を行った。

物資の提供を希望する市町は、県を通じて提供者に物資の提供を依頼し、物資の必要数及び送付先については、直接、提供者と連絡を取り合った。

これにより、必要以上の救援物資が被災地に届くことはなく、被災地が必要としている救援物資を送ることができた。

救援物資仲介の流れ



救援物資の申し出は、5月末までに計481件あった。そのうち、約3割の148件について物資の提供を受けた。

また、4月上旬からは、市町が必要としている物資のリスト(復旧用消耗品など)も併せて県のホームページに掲載し、ニーズを明らかにすることで提供者からの申し出と市町の希望がより結びつきやすくなった。

救援物資の受付状況

年月	申し出件数	対応件数	対応率
19年3月(25日～)	264	49	18.5%
4月	206	94	45.6%
5月	11	5	45.4%
合計	481	148	30.7%

注) 対応率(対応件数/申し出件数)

救援物資の種別内訳

種別	申し出件数	対応件数	対応率
医薬品など	15	10	66.7%
衣料品	79	17	21.5%
食料品	135	45	33.3%
生活用品	189	47	24.8%
復旧用消耗品	23	19	82.6%
建築・設備機器	40	10	25.0%
合計	481	148	30.7%

医薬品など… 錠剤、リン、胃腸薬、鎮痛薬、うがい薬、湿布、マスクなど
衣料品… 下着、スウェット、トレーナー、Tシャツ、ジャージなど
食料品… おにぎり、カップ麺、ミネラルウォーター、お米、乾菜、缶詰食品など
生活用品… タオル、毛布、レジャーシート、タオル、ハンカチ、洗濯機、乾燥機、掃除機など
復旧用消耗品… プルシート、土留め、軍手、農機、ゴム手袋など
建築・設備機器… 仮設トイレ、ダンボール製簡易トイレなど

4. 自治体などからの災害見舞金の受入状況

能登半島地震に係る自治体などからの災害見舞金の受入状況は、30都府県と27市区町などを合わせて、57件、約4000万円となっている。

災害見舞金の内訳

都府県	件数	金額(千円)
都府県	30	12,900
市区町など	27	27,350
合計	57	40,250

第7章 教訓を活かした防災対策の推進



防災対策専門委員会の初会合。地域防災計画の見直しに向け、震災対応の検証を開始した。平成19年8月7日、県庁

第7章 教訓を活かした防災対策の推進

1. 震災対策専門委員会による検証

1 震災対策専門委員会の設置

(1) 設置趣旨

県では、能登半島地震を十分に総括・検証し、その結果得られた教訓を、石川県地域防災計画(震災対策編)へ反映させるなど、今後の防災対策に活かすこととし、平成19年5月28日に開催された防災会議において、震災対策専門委員会を設置した。

委員会では、能登半島地震に係る初動対応や応急復旧対応について、良かった面、課題のあった面の両面から客観的に評価を行うこととした。

(2) 所管事項

委員会は、次の事項について、専門的見地などから検討、整理を行った。

- 能登半島地震の状況と特徴に関すること
- 能登半島地震に係る初動対応と応急復旧対応の検証に関すること
- 今後取り組むべき震災対策(予防対策、応急復旧対策等)に関すること
- 地域防災計画(震災対策編)の見直しに関すること など

(3) 委員構成

委員長の室崎益輝消防庁消防研究センター所長をはじめ、11人の学識経験者などの委員により構成した。

2 施策大綱の取りまとめ

委員会は、平成19年8月7日から20年1月29日にかけて3回開催された。

まず、県の初動対応や応急復旧対応については、総じて順調に行われ、これにより被害が最小限にとどまり比較的早期の応急復旧が図られた、との評価をした。

その上で、県の対応について、問題点や課題を洗い出すとともに、これまでの取り組みの成果が活かされた点や、適切に対応できた点を含め検証した。その結果、8つの分野について今後推進すべき施策(100項目)が取りまとめられた。

また、悪条件が重なった場合などの大規模地震

災害に備えることが重要であるとして、6つの重点推進施策がまとめられた。

これら、委員会での検証内容を取りまとめた「能登半島地震の検証結果を踏まえ今後推進すべき施策大綱(以下「施策大綱」)は、平成20年2月12日、室崎委員長から、谷本知事に対し報告された。【詳細は資料編291ページ参照】



能登半島地震の検証結果を踏まえた施策大綱を谷本知事(右)に渡す室崎委員長(平成20年2月12日、石川県庁)

県は、今後の震災対策に役立ててもらうために、この施策大綱について、県内市町はもとより全国の自治体にも発信した。

3 施策大綱の概要

(1) 分野別推進施策

施策大綱に取りまとめられた、8分野100項目にわたる「分野別推進施策」の主なものは次のとおりである。

- ① 初動対応(22項目)
 - ・県の現地災害対策本部をいち早く輪島市役所に設置し、情報の共有化が図られたことから、情報共有体制の強化、現地災害対策本部の機動的運用などを、今後とも推進する必要がある。
 - ・災害情報については、一般電話の利用が制限され、情報収集や伝達に困難な面もあったことから、災害時優先電話や衛星携帯電話など、災害に強い通信機器の整備を推進する必要がある。
- ② 医療救護活動(9項目)
 - ・発災当初、被災情報の収集や医療関係者の現地調整が十分機能せず、一部混乱が生じたことから、現地調整機能の強化や、訓練などを推進する必要がある。
 - ・医療救護、健康管理、心のケアの3チームの連

携により、避難所や仮設住宅での二次災害が防止できたことから、こうした体制の更なる充実を図る必要がある。

- ③ 避難対策(17項目)
 - ・みまもりマップが有効に活用され、迅速な安否確認や避難ができたことなどから、災害時要援護者みまもりマップ(仮称)や避難所運営マニュアルの作成、共同方式を受け、広域避難所運営などを推進する必要がある。

- ④ 被災者支援(27項目)
 - ・援助物資の被災地への仲介方式が効果的であったことから、今後とも、窓口の一元化を推進する必要がある。
 - ・「り災証明」に関しては、「小千谷方式」といわれる被災者への効率的な調査方式を採用し、調査期間の短縮化に努めたことであるが、元々、被害調査や「り災証明」の発行業務が膨大で、時間を要したことから、広域支援体制を平素から確立する必要がある。

- ⑤ ボランティア活動(8項目)
 - ・初期段階において、現地のボランティアコーディネーターに課題があったことから、人材の養成・資質向上、被災者ニーズ把握を受け入れ調整体制の強化、などを推進する必要がある。

- ⑥ 公共インフラ・ライフライン対策(9項目)
 - ・能登有料道路の早期復旧により、人員・物資の輸送が円滑に行われ、応急復旧に大きな効果があったことから、幹線道路の早期復旧と橋梁などの公共土木施設の耐震化などを、引き続き推進する必要がある。

- ⑦ 防災教育・訓練(5項目)
 - ・地震の前は、全国的にも有感地震の少ない本県で、大規模な地震が起こるとは多くの住民が思い込まなかった面もあり、初等教育から社会人学習までの幅広い段階で、防災教育を推進する必要がある。
 - ・平素からの防災訓練が住民の自主的・自主的な防災訓練に役立ったことを踏まえ、質の高い防災訓練を実施する必要がある。

- ⑧ 自主防災組織(3項目)
 - ・地域の絆が強い地区において、避難や避難所運営を適切にできたことを踏まえ、自助・共助の要となる自主防災組織の充実強化を推進する必要がある。

(2) 重点推進施策

- 6つの重点施策は、次のとおりである。
- ① 重要な施設や個人住宅の耐震化の推進
 - ・防災拠点施設の耐震化
 - ・公共インフラ・ライフラインの耐震化
 - ・民間住宅の耐震化 など
- ② 通信体制の充実強化
 - ・災害に強い通信手段の確保(災害時優先電話、衛星携帯電話、防災行政無線)など
- ③ 災害時要援護者支援体制の強化
 - ・避難支援計画や地震防災マップの作成
 - ・避難所・仮設住宅における心身両面のケア等の配慮 など
- ④ 自主防災組織の育成・充実
 - ・未組織地域の組織化推進
 - ・リーダー育成等による体制強化 など
- ⑤ 防災教育・訓練の充実強化
 - ・自助・共助意識の啓発
 - ・質の高い訓練
 - ・防災研修(支援制度等) など
- ⑥ 広域防災拠点の機能強化
 - ・大規模な広域地震災害時に対応できる広域防災拠点の確保(現地災害対策本部機能、救護物資備蓄機能など)

2. 県地域防災計画の見直し

1 県防災会議の開催

平成20年5月16日、県防災会議を開催し、震災対策専門委員会が取りまとめた施策大綱を踏まえ、県地域防災計画の見直しを行った。

2 県地域防災計画見直しの概要

能登半島地震での初動対応や応急復旧対応について、良かった面、課題となった面、両面からの検証結果を踏まえ、次の6つの分野にわたる、県地域防災計画を修正した。

- ① 初動対応に不可欠な情報の収集と共有化
- ② 避難所、仮設住宅等での二次災害防止対策
- ③ 現地等での調整機能の確保とコーディネーターの配置
- ④ 公共インフラ・ライフライン、防災拠点の耐震化・早期応急復旧
- ⑤ 共助による災害時要援護者支援等
- ⑥ 平素の防災教育と訓練

(詳細は次ページ参照)

能登半島地震の教訓を踏まえた石川県地域防災計画の主な修正内容

分野	検証結果	石川県地域防災計画の修正内容
1 初動対応に不可欠な情報の収集と共有化	<ul style="list-style-type: none"> ① 県の現地対策本部を早く輪島市役所に設置し、被災情報と救護ニーズの共有化を図り、総じて円滑な対応を図ることができた。 ② 一般電話の不調や利用制限などにより、深見地区などの被災地域からの情報収集伝達が迅速に行えなかったり、被災現場とのやりとりが十分にできなかったケースが見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知事が必要と認めた場合は、現地災害対策本部を当該市町の庁舎内に設置し、市町と合同会議を開催するなど機動的な運用を図る。 ・防災関係機関・団体間の災害時優先電話の確保に努める。 ・市町は、孤立化が懸念される山間地集落等には衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。
2 避難所、仮設住宅等での二次災害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 医療救護チーム、健康管理チーム、心のケアチームの連携により、避難所、仮設住宅での二次災害の防止が図られた。 ② 応急仮設住宅の早期確保と、運営に際し、町会単位の配慮などによる地域の絆の維持やバリアフリー対応などによる健康面を重視した取り組みがうまくいった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療圏を編成し、被災地におけるコーディネーター機能の強化を図るとともに、医療救護、健康管理と連携し、心身両面の医療救護活動を実施する。 ・応急仮設住宅の設置に関しては、地域コミュニティや健康面に配慮する。 ・市町は、避難が長期化した場合を備えて、被災者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。 ・市町は、平常時から、応急仮設住宅の建設、建設場所を決めておく。
3 現地等での調整機能の確保とコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ① 発災当初、医療救護に関する現地調整が不十分であったため、災害派遣医療チーム(DMAT)や県外医療機関への対応などに一部混乱が生じた。 ② ボランティア活動に対する被災者ニーズの把握に手遅れであったため、初期段階における現地コーディネーター機能が十分に機能しなかった。 ③ ボランティア参入窓口の一元化と輸送バスの活用が、交通渋滞を招かず、スムーズな派遣に極めて有効であった。 ④ 義援物資の受け取りや、調整窓口の一元化が、ムダな保管スペースや人員確保を回避できるとともに、不要物資の発生も抑えられるなど、効果的な提供に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護派遣連絡会の開催や運営等に関する研修や訓練の実施に努める。 ・国や医療機関との調整などに関して県医師会等の協力を得つつ医療救護陣の立ち上げや運営等の総合調整に努める。 ・災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、コーディネーター技術の向上のための研修等を行う。 ・被災者ニーズに即した専門ボランティア活動が効果的に行える体制作りを努める。 ・バスの活用や受付窓口により現地での受け入れが円滑に行われるように努める。 ・義援物資の受け取り・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。 ・発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。
4 公共インフラ・ライフライン、防災拠点の耐震化・早期応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ① 能登有料道路の早期復旧により、幹線道路が確保され、円滑な人員・物資等の輸送と、応急復旧に大きな効果があった。 ② 阪神・淡路大震災を契機とした橋梁の耐震化や防災拠点の耐震補強対策が被災に効果があり、早期の復旧、応急復旧に繋がった。 ③ 上水道、下水道、下水道がセットで復旧しない段階で被災者が帰宅したが、不便な生活を強いられた。 ④ 家屋除去に伴う瓦礫等廃棄物の処理場の確保に苦慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線については、協定等による協力を得て応急工事を施工する。【記載済】 ・公共施設の耐震化の強化などの設備費を実施し、地震時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。【記載済】 ・防災上重要な公共建築物等については、一層の耐震性、不燃性の確保を図る。【記載済】 ・上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、両施設の関係機関相互の連携を図る。 ・市町は、災害廃棄物処理計画を作成し、災害廃棄物の置き場の確保に努める。
5 共助による災害時要援護者支援等	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の絆(コミュニティの共助意識)が住民避難や安否確認に大いに役立った。 ② 門前地区等では、民生委員が作成した、地域みまもりマップが有効活用され、迅速な安否確認や避難ができたことから、避難支援計画やマップの前倒し作成が重要であることを見出した。 ③ 市町における避難所運営マニュアルが作成のため、要援護者への配食、食事やボランティアの配食が不足するとともに、住民の共助による運営が基本となるべき避難所運営に、多くの市町職員の手が加えられ、他の集落に手を取らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握した防災知識等を有するリーダーが必要であることから、その育成に努める。 ・市町は、災害時要援護者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位避難支援マップの作成に努める。 ・市町は、災害時要援護者の円滑な避難支援の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画を早期に作成するものとする。 ・市町は、避難所における円滑な救護活動や災害時要援護者等への適切な対応を図るため、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。
6 平素の防災教育と訓練	<ul style="list-style-type: none"> ① 全国的にも有感地震の少ない地域のため、住民の多くは能登半島地震が起きるとは思っていなかった。 ② り災証明調査に際し、小千谷方式を採用し、調査期間の短縮を図ったが、再調査申請が多く、調査及び発行業務量が膨大となり、制度を理解している職員が少なく人員確保に限りがあったことから、周辺自治体等の支援を求めることが必要となった。 ③ 国の被災者生活再建支援制度について、年齢・年収の要件が厳格されるなど見直しがあり、使い勝手が悪くなった。 ④ 門前地区においては、平素からの避難訓練が役に立ち、役場の職員の指示がなくても、区長を中心とした自主的に迅速な避難ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育段階から社会人教育に至るまで、住民一人ひとりに対し、様々な機会をとり、防災知識の普及を図る。 ・市町は、速やかに、り災証明を交付できるように、マニュアルの作成に努めるとともに、自治体間の支援体制を確立するため協定などを締結する。 ・り災証明事務等の研修に積極的に参加する。 ・市町は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建制度等の広報に努める。 ・能登半島地震の教訓を踏まえ、防災計画や各種マニュアルの見直しに反映できるように、より実践的な防災訓練を実施する。

3. 検証結果を踏まえ取り組んでいる新たな施策

施策大綱において、「地域の絆」による住民の共助の重要性と「自主防災組織の育成・充実」を今後重点的に推進すべきとしていることを踏まえ、県内の自主防災組織の充実強化などに積極的に取り組むこととした。

1 自主防災組織の組織化啓発研修会の開催

自主防災組織が未結成となっている地域の代表者（町内会長など）を対象に、自助・共助の重要性など地震防災などに関する研修会を開催し、自主防災組織の結成を促した。
開催時期：平成20年7月27日、8月3日、9月21日
開催場所：穴水町、羽咋市、白山市

2 地域防災組織のリーダー育成講座の開催

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という共助の要である「自主防災組織」のリーダーを育成するため、市町と連携しながら、地域から推薦された地元住民などを対象に、NPO法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得のための研修会を行った。
[平成20年度養成人数：106人
目標人数（平成22年度）：500人]
開催時期：平成20年11月1日～3日
開催場所：消防学校

3 自主防災組織のモデル的な活動支援

県内の自主防災組織活動の模範となる特徴ある活動に取り組んでいる自主防災組織の活動を支援するとともに、こうした活動を紹介した啓発用のモデル事例集を作成・配付し、県内の自主防災組織の活動のレベルアップを図った。

4 県民防災フォーラムの開催

自助・共助の重要性など能登半島地震の教訓を踏まえ、自主防災組織の結成率の向上や、活動の活性化を図るため、県民防災フォーラムを開催した。
開催時期：平成20年10月15日
開催場所：地場産業振興センター

5 石川県防災総合訓練の実施

能登半島地震の教訓を踏まえ、自主防災組織を主体とした訓練を新たに加えるなど、多くの地域住民の参加を得て、質の高い防災総合訓練を実施した。
開催時期：平成20年9月7日
開催場所：羽咋市
参加者：68機関 約4,700人
（うち地域住民の参加者は、過去最高の約2,500人）



自主防災組織による町民参加型の防災訓練＝平成20年9月7日、羽咋市

6 防災学習の推進（平成21年度～）

将来にわたり、防災対策の核となる人材を育成するため、次世代を担う子供（小学校高学年）を対象に、夏休み防災教室を開催するとともに、学校教育の場で教職員が指導用の教材として活用できるDVDを作成する。

(1) 夏休み防災教室の開催

自然災害の科学実験教室、起震車体験、災害非常食の調理・試食、避難所宿泊模擬体験などを通じ、子供たちの防災意識の向上を図る。
開催時期：夏休み期間中（1泊2日）
開催場所：県内小学校（加賀地区2校、能登地区2校）

(2) 防災教育DVDの作成

能登半島地震など県内で発生した大災害を紹介するとともに、災害から身を守る方法を学び、子供たちの災害に対する意識の向上を図る。

7 災害危機管理アドバイザーの設置（平成21年度～）

大規模な災害等発生時における被害を最小限に抑えるための初動対応や平素の危機管理について、専門的立場からの助言などを得る「災害危機管理アドバイザー」を設置し、危機管理体制の充実・強化を図る。

第1節 能登半島地震復旧・復興本部の設置及び復興プランの策定
第2節 基金の設置とその活用
第3節 復興プランによる施策の実施状況



復興に向けて能登ふるさとモデル住宅1号が完成し、被災住民に公開される＝平成20年3月25日、鶴岡市門前町南下



北海道建設サミットの歓迎夕食会で鶴岡市の面々興味深げに加入する各自治体＝平成20年7月7日、北海道建設サミットのザ・ワンダーホテル札幌



能登半島地震復興シンポジウムで1年を振り返る日本知事（左から2人目）や関係者＝平成20年3月25日、鶴岡市文化会館



能登ふるさと博のオープニングセレモニーで「能登元成の町」を掲げる日本知事や能登4市5町の市長＝平成20年7月19日、鶴岡市空港交流センター



加賀四津町をPRする誘客女房＝平成20年7月1日、小松空港

第8章 復興に向けて

第1節 能登半島地震復旧・復興本部の設置及び復興プランの策定

1. 設置趣旨及び組織など

1 設置趣旨

能登半島地震発生から1ヶ月が経過した時点において、被災地では徐々にではありますが落ち着きを取り戻すなど、当面の応急復旧対策に概ねの目処が立った。

このため、平成19年4月25日、「石川県能登半島地震復旧・復興本部」を設置し、復興プランの策定、社会インフラの復旧、被災者の生活安定と住宅の再建、輪島港をはじめとした地場産業の復興など、被災地の本格的な復旧・復興対策に、部局横断的に取り組むこととした。

そして、この本部において、持続可能な能登の再生と創造を視野に入れた「能登半島地震復興プラン」を早期に策定することとした。



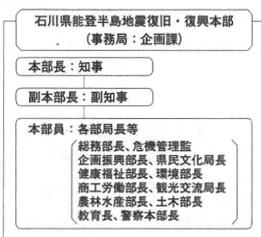
能登半島地震復旧・復興本部会議の様子（平成19年4月25日、県庁）

2 組織

能登半島地震復旧・復興本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部長、教育長、警察本部長を本部長として構成された。

また、この本部に、当初、特定の課題に対応するために、関係部局の課長などからなる「住宅再建」、「まちづくり」、「地域コミュニティ再生」の3つのプロジェクトチームを設置し、被災地に対する支援メニューなどの検討を行った。

【組織図】



【課題別プロジェクトチーム（PT）】

PTの名称	検討内容
住宅再建PT	住宅再建に関する検討
まちづくりPT	住宅地、商業地を含めた地域的な整備に関する検討
地域コミュニティ再生PT	地域コミュニティの維持・再生に関する施策の検討

3 震災復興支援室

復興に向けた取り組みを加速させるために、県の体制を強化することとし、復興に係る総合窓口機能及び調整機能を担い、また、「能登半島地震復興プラン」の策定を推進する新たな組織として、平成19年9月10日に、企画振興部内に「震災復興支援室」を設置した。

この震災復興支援室を中心として一日も早い被災地の復興に向けて、全力を挙げて取り組むこととした。



新たに設置された震災復興支援室（県庁）

2. 能登半島地震復興プランの策定

1 策定趣旨

被災地や被災者の個々のニーズを踏まえながら、復旧・復興に向けた施策を地元市町とも連携して、総合的、網羅的に進め、一日も早い被災地の復旧・復興を図るため、復興プランを策定した。

このプランでは、既存の制度に加え、新たに創設された「能登半島地震復興基金」と「能登半島地震被災中小企業復興支援基金」の2つの基金も活用し、復旧・復興を進めることとしている。

また、計画期間については、短期間に集中的に事業を実施するため、平成19年度を初年度とし、平成23年度を目標年次とする5年間とした。

【詳細は資料編306ページ参照】

2 復旧・復興の基本的な考え方

能登半島地震は、過疎化・高齢化が著しい地域で発生した災害であることから、その復旧・復興に向けては、①高齢者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしの再建、②能登の風土に根ざした特色ある産業の再建、復興による地域経済の活性化、③地域コミュニティの再生により、貴重な地域資源を継承するなど、持続可能な地域づくりや地域振興、④観光面での風評被害の払拭、といった視点に重点を置き、「持続可能な能登の再生と創造」を目指すこととした。

3 復興プランによる施策の方向性

復興プランによる各種施策を実施する指針として、次のとおり方向性を定めた。

(1) 安全・安心な暮らしの再建

被災者が生活再建の見通しを立てられるように、まずは、住まいの確保に向けて、被災者の事情に応じた支援施策に取り組む。

その際には、地域のコンセンサスを踏まえ、安全・安心で景観にも配慮した住宅再建を推進する。

(2) 地域の特色ある産業・経済の再建・復興

被災地の真の復興を図るためには、地域産業の力強い復興により、地域経済が活力を取り戻すことが大切であり、そのためにも、一日も早い産業基盤の復旧の支援を行うとともに、産業

の担い手が意欲を持って取り組むことができる環境整備を進める。とりわけ、大きな被害を受けた地域を支える種業・産業を中心に、関係団体と連携の上、支援を行う。

(3) 持続可能な地域づくり

従来から地域の絆を大切にしている地域であることから、引き続き、地域における様々な営み、取り組みを支援することにより、地震を契機とした地域コミュニティの衰退、個性的特色ある地域文化の喪失の防止に努める。

(4) 風評被害の払拭

風評被害による観光客の減少により、能登の主要産業である観光産業が大きな痛手を受けているため、能登が元気を取り戻し、一人でも多くの来訪者を心待ちにしていることを発信するとともに、地震を契機にこれまで以上に石川の魅力ある観光地、観光資源をアピールするなど積極的に誘客促進活動を展開し、被災地をはじめ県全体のイメージアップを図る。

3. 市町の復興に向けての動き

被害を受けた能登地域の各市町も、地震発生後1ヶ月を経過した頃から復興本部などを設置し、被災地の復旧・復興に取り組んだ。

市町の復興本部などの設置状況

市町名	復興本部等の名称	設置時期
珠洲市	能登半島地震珠洲市災害復興支援本部	4月25日
穴水町	能登半島地震穴水町災害復旧・復興対策本部	4月25日
能登町	能登町災害復興本部	4月25日
輪島市	輪島市震災復興本部	5月7日
志賀町	志賀町災害復興本部	5月21日
七尾市	七尾市能登半島地震災害復興本部	5月25日

このうち、輪島市と穴水町は、総合的な復興を推進するために復興計画を策定した。

市町の復興計画の策定状況

市町名	計画の名称	策定時期
輪島市	輪島市震災復興計画	平成19年9月
穴水町	穴水町復興計画	平成20年3月

第2節 基金の設置とその活用

1. 能登半島地震復興基金

1 能登半島地震復興基金の設置

能登半島地震の被災者や被災地の復旧・復興に向けた取り組みを、よりきめ細やかに、より機動的に実施するため、平成19年8月20日に、「財団法人 能登半島地震復興基金」を設立した。

この財団は、県が基本財産（3000万円）を全額出捐して設立したものであり、理事には各本知事（理事長）及び副知事、関係市町長、並びに関係団体の代表者などが就任した。

財団は、同月31日、県からの無利子貸付金を原資として能登半島地震復興基金（500億円）を設置し、その運用益を活用することで各種復興事業を実施することとした。

2 事業内容

財団では、①被災者の住宅及び生活の再建等を支援する13事業、②被災地域の農業等の産業復興を支援する7事業、③被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する5事業の計25事業を創設し、復興を支援することとした。このうち、まず、緊急に実施すべき事業として、①国の災害復旧事業に該当しない農地、農道、用排水路等の被害に対して、農業者が手づくりで復旧する経費を助成する「農地等緊急手づくり復旧総合支援対策事業」、②被災者が住宅再建や修復方法を検討するにあたり、専門家である建築士等の助言を求めることができるよう、相談窓口の設置・運営及びアドバイザーの派遣等

に要する経費を助成する「住宅再建総合相談・派遣事業」、さらには、③今後の地域の面的整備に関する計画の策定など、地域住民が構成する「住まい・まちづくり協議会」が、将来のまちづくりに向けて実施する取り組みに要する経費を助成する「住まい・まちづくり協議会活動支援事業」の3事業を、平成19年8月20日の設立理事会において創設し、早期の事業執行が図られた。

その後、同年10月2日に耐震・耐雪、県産材活用など、能登の風土に適した住宅建設・補修に係る経費を助成する「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」などの19事業を、平成20年3月19日には、地域の主体性と創生工夫により地域資源を積極的に活用する取り組みに係る経費を助成する「震災復興地域づくり総合支援事業」などの3事業を新たに追加した。



住宅再建支援などの実施を決めた財団法人能登半島地震復興基金の設立理事会（平成19年8月20日、県庁）

3 復興支援事業の被災者などへの周知

財団では、復興支援事業の周知を図るため、主に、個人を対象とした事業について、事業内容や申請窓口などをイラスト入りで分かりやす

く記載したパンフレットを作成し、関係市町を通じるなどして、被災者などに配布した。また、財団のホームページも開設し、復興支援事業の紹介のほか、補助申請書類をダウンロードできるようにするなど、被災者などへの利便性の向上を図った。

能登半島地震復興基金 復興支援事業の概要一覧

(1) 被災者の住宅及び生活の再建等を支援する事業（13事業）

No.	事業名	事業の概要
1	住宅再建総合相談・派遣事業	住宅の再建にあたり住宅診断等を受けられるよう、専門家の派遣に要する経費の助成
2	住まい・まちづくり協議会活動支援事業	被災者主体のまちづくりを行うために必要な計画策定などの活動に要する経費の助成
3	能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業	耐震・耐雪、県産材活用など、能登の風土に適した住宅建設・補修に要する経費の助成
4	被災住宅再建利子補給事業	被災住宅再建のために金融機関などから資金を借り入れた場合の利子補給
5	生活福祉資金特別貸付無利子化事業	生活福祉資金（生活必需品の購入費、住宅資金）の無利子化
6	被災宅地（地盤）復旧支援事業	開墾する宅地への被害防止など、緊急的な対応が必要な宅地の開墾等の復旧に要する経費の助成
7	民間賃貸住宅入居支援事業	賃貸住宅への入居に要する家賃の助成
8	社会福祉施設等災害復旧支援事業	社会福祉施設等の復旧に要する経費の助成
9	医療施設等災害復旧支援事業	医療施設等の復旧に要する経費の助成
10	応急仮設住宅維持管理事業	仮設住宅の維持管理に要する経費の助成
11	地域水運施設等復旧事業	町会等が管理する小規模な水運施設の復旧に要する経費の助成
12	のと鉄道災害復旧支援事業	能登地域の住民の足である「のと鉄道」の復旧に要する経費の助成
13	私立学校施設等災害復旧支援事業	私立学校の復旧に要する経費の助成

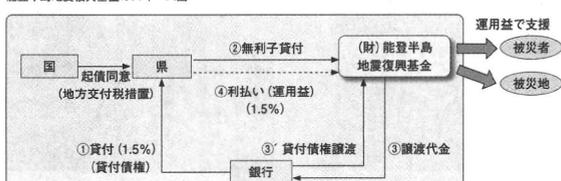
(2) 被災地域の農業等の産業振興を支援する事業（7事業）

No.	事業名	事業の概要
14	農地等緊急手づくり復旧総合支援対策事業	農地等の小規模復旧・整備、水田の地力回復に要する経費の助成
15	災害復旧事業費等負担金支援事業	災害復旧関連事業の農業者の負担に対する助成
16	農林漁業用共同利用施設等復旧支援対策事業	災害復旧関連事業の対象とならない農林漁業用の共同利用施設の復旧に要する経費の助成
17	農林漁業制度資金利子等助成事業	被災農林漁業者が新規に借り入れる農林漁業制度資金の利子・保証料に対する助成
18	地域間調整対策事業	水稲作付けが困難な農業者の他者への生産目標調整に対する助成
19	能登半島地震対策融資利子補給事業	被災中小企業業者等が借り入れる能登半島地震対策融資制度資金の利子に対する助成
20	能登半島地震対策融資信用保証料補給事業	被災中小企業業者等が借り入れる能登半島地震対策融資制度資金の保証料に対する助成

(3) 被災地域の振興及びコミュニティの維持・再生を支援する事業（5事業）

No.	事業名	事業の概要
21	地域コミュニティ維持支援事業	地域コミュニティの維持・保全に資するものと市町が認定する伝統的なイベントなどの開催に要する経費の助成
22	地域コミュニティ施設再建支援事業	集会所等のコミュニティ施設の再建、修繕に要する経費の助成
23	地域共同施設復旧支援事業	私有道路、共同倉庫等の共同施設の復旧に要する経費の助成
24	指定文化財等災害復旧支援事業	指定有形文化財及びそれに準じる有形文化財の修復費用の助成
25	震災復興地域づくり総合支援事業	民間団体が地域の主体性と創生工夫により地域資源を積極的に活用する取り組みなどに対する助成

能登半島地震復興基金のスキーム図



2. 能登半島地震被災中小企業復興支援基金

能登半島地震被災中小企業復興支援基金の設置

能登半島地震では、能登地域の被災した多くの中小企業者が、施設・設備、商品の破損、さらには風評被害などにより事業存続の危機に直面することとなった。これを受け県では平成19年7月3日に能登半島地震被災中小企業復興支援基金を創設した。



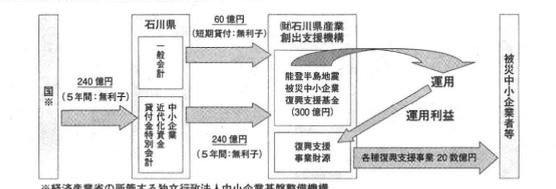
被災中小企業復興支援基金の創設を祝する日本財団
＝平成19年4月20日、東京

この基金は、総額300億円(県60億円、国240億円)の資金を、財団法人石川県産業創出支援機構に貸付て設置された。

復興支援事業

基金による事業については、従来の制度では政府系金融機関からの融資に対する利子補給しか認められていなかったが、国との交渉の結果、被災した中小企業者の要望に柔軟に対応できるように、様々なハード、ソフト事業を実施できるようにした。これは「石川県方式」とも呼ばれる画期的なものであった。

能登半島地震被災中小企業復興支援事業スキーム図



※経済産業省の所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構

県では、特に甚大な被害を受けた輪島漆器、酒造業、商店街の3業種を能登地域の代表的な地場産業と位置付け、基金による重点的な支援を行っている。これら3業種には復興ごとに、行政、関係団体などで構成する復興委員会を組織し(輪島漆器1、酒造業1、商店街7)、復興支援事業の実施にあたり十分に各業種、地域の意見を汲み取ることができる体制を整えた。

各復興委員会の概要

Table with columns: Name, Establishment Date, Committee Members. Lists committees for漆器, 酒造業, 商店街, and other sectors.

また、3業種以外の業種についても、販路開拓、風評被害払拭などの各種事業を支援している。基金による主な事業は次のとおり。

(1) 激甚被災中小企業復興計画支援事業(指定3業種への支援事業)

Large table with columns: Sector, Project Name, Support Content, Support Period, etc. Details various support programs for漆器, 酒造業, 商店街, etc.

(2) 能登半島地震対策融資(一般分) (復旧資金: 10年(2年据置)、利率1%)の利息・保証料助成

激甚災害指定地域の建物が全壊した企業が復旧資金を活用する場合に5年間の利息、保証料を全額補助する。

(3) 政府系金融機関の利息助成

政府系金融機関(災害復旧貸付)が行う激甚指定による特別融資を受けた災害融資額(限度額あり)に対する5年間の利息を全額補助する。

(4) 産業復興販路開拓等支援事業

被災した地域の商工会議所・商工会・組合・個々の中小企業者等が実施する販路開拓事業等への助成を行う。

Table with columns: Item, Business Association/Trade Union/Association, Individual Small Business, Designated Group (Group). Lists various support activities and their details.

(5) 風評被害払拭・誘客促進観光キャンペーン事業

能登半島地震による風評被害の払拭と本県への誘客促進を図るための事業等への助成を行う。

Table with columns: Target Business, Business Content, Support Rate. Details the tourism promotion campaign.

(6) 復興1周年事業・能登ふるさと博覧会事業

被災した地域の商工会議所・商工会・組合・商店街・企業グループが実施する事業等への助成を行う。

Table with columns: Target Business, Support Rate, Support Amount. Details the 1st anniversary and festival events.

(7) 輪島塗工芸総合コンテスト開催事業

Table with columns: Target Business, Support Rate. Details the lacquerware contest.

(8) 道の駅等を活用した能登地域活性化事業

能登地域活性化のために道の駅等を活用して商工会議所・商工会等が行うイベント等の事業への助成を行う。

Table with columns: Target Business, Business Content, Support Rate. Details the activation projects using roadside stations.

(9) 地域共同販売所設置支援事業

Table with columns: Target Business, Support Rate. Details the shared sales outlet support.

第3節 復興プランによる施策の実施状況

1. 安全・安心ならしの再建

住宅の再建

(1) 概要

能登半島地震では、全壊が686戸、半壊が1740戸(大規模半壊含む)に及ぶなど、多くの住家が被害を受けた。

地震の後、市町では、被災者に対し平成20年12月未現在の再建の意向調査を実施した。その結果、約80%超(約2,000世帯)は自力で再建を、約3%(60世帯)が災害公営住宅への入居を希望し、残りの約14%(約340世帯)は民間賃貸住宅と親族との同居等を示した。

こうした被災者の強い思いを受け、県では、国の被災者生活再建支援制度を補完するため、新たに、県独自の被災者生活再建支援制度を創設するとともに、義援金の配分や能登半島地震復興基金を活用した住宅再建支援制度を通じて、住宅再建の支援を行った。

これにより、例えば、全壊で住宅を建設・購入した場合、最大770万円が支給されることとなり、大幅に自己負担が軽減されることとなった。さらに、住宅再建の参考とするため、能登の風土にふさわしい低価格な「能登ふるさとモデル住宅」を輪島市、穴水町に3カ所建設し、公開展示を行った。

こうした取り組みなどの結果、平成20年12月31日現在で、自力再建を望む被災世帯のうち、約96%が住宅を着工または完成しているなど、住宅再建は順調に進んでいる。

<住宅補善>

全壊・大規模半壊 世帯数 212,428世帯

<住宅再建手法等の意向> →意向調査をもとに再建(平成20年12月末)



被災者自力再建進捗状況

Table showing reconstruction progress by district: 全壊・大規模半壊, 半壊, 合計. Includes columns for self-reconstruction rate, current status, and completion rate.



住宅再建の様子
輪島市門前町長持町地区

(2) 能登半島地震復興基金を活用した住宅再建支援制度

能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業などの助成制度では、住宅を建設する場合や修繕する際に、「耐震・耐雪」「バリアフリー」「景観配慮」(県産材活用)「建ておかし」などの一定の条件を満たした場合、最大200万円を助成することとした。

さらに、住宅の建設や修繕に係る借入れの際に発生する利子について、支払った5年間の利子分を助成する被災住宅再建利子補給事業を創設するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構では、被災者にローン返済が難しい高齢者が多かったことから、同居しない子供が代わりに借りることができる親孝行ローンも利用できることとした。その結果、より被災者の負担軽減が図られ、生活の基盤となる住宅の再建を後押しすることができた。

(3) 能登ふるさと住宅

住宅再建は、被災地の復興の根幹を成すものであり、これまで住んでいた土地での再建を希望しながら資金の目途がつかないなど、再建計画が具体化していない被災者が多く見受けられた。このため、県では能登の風土・文化にふさわしい良質な住宅を低価格で建設できるよう、モデルプランとして「能登ふるさと住宅」を提案した。

モデルプランでは、家族構成や住み方などに柔軟に対応し、廊下を極力少なくし、床面積を減らすなど経済的な取組とすることや、設計図書を無償で提供することなどが含まれている。

能登半島地震被災者に対する住宅再建支援の概要

1 全壊世帯

○住宅を建設・購入する場合

資金の支援		資金の融資	
最大770万円		最大1,400万円【※4】	
被災者生活再建支援制度【※1】 (国)【※2】 300万	義援金 (県)【※3】 100万	復興基金助成 上限 200万	住宅融資 (住宅金融支援機構等) 復興基金助成 5年間の利子補給【※5】
前償・前償 60万 バリアフリー 60万		前償取返 40万 県費活用 60万	

○住宅を補修する場合

資金の支援		資金の融資	
最大720万円		最大590万円【※4】	
被災者生活再建支援制度【※1】 (国)【※2】 200万	応急修理 (現物支給) 100万	義援金 50万	復興基金助成 上限 200万
前償・前償 60万 バリアフリー 60万		前償取返 40万 県費活用 60万	

2 大規模半壊世帯

○住宅を建設・購入する場合

資金の支援		資金の融資	
最大555万円		最大1,400万円【※4】	
被災者生活再建支援制度【※1】 (国)【※2】 250万	義援金 (県)【※3】 100万	復興基金助成 上限 120万	住宅融資 (住宅金融支援機構等) 復興基金助成 5年間の利子補給【※5】
前償・前償 50万 バリアフリー 60万		前償取返 40万 県費活用 60万	

○住宅を補修する場合

資金の支援		資金の融資	
最大505万円		最大590万円【※4】	
被災者生活再建支援制度【※1】 (国)【※2】 150万	応急修理 (現物支給) 100万	義援金 50万	復興基金助成 上限 120万
前償・前償 50万 バリアフリー 60万		前償取返 40万 県費活用 60万	

3 半壊世帯

○住宅を補修する場合

資金の支援		資金の融資	
最大235万円		最大590万円【※4】	
被災者生活再建支援制度【※1】 (県)【※3】 100万	応急修理 (現物支給) 50万	義援金 85万	復興基金助成 上限 120万
別途、県として必要な解体・撤去、整地費用を支援する(100万円程度)		前償・前償 50万 建て直し 75万	

注意事項

- 【※1】 単身世帯の場合、支給額は75%になる。
- 【※2】 新制度での基礎支援金(旧制度での生活関係経費(生活必需品購入費など)相当分)を含む。
- 【※3】 旧制度で支援金を受けた場合、新制度での支給額から既に旧制度で受けた支援金を差し引いて支給される。
- 【※4】 大規模半壊、半壊の場合、生活関係経費(生活必需品購入費など)を含む。
- 【※5】 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度を利用した場合は最大給付額。
- 【※6】 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度の利率上限とする。

もに、建築関係団体やメーカーによって構成された「能登ふるさと住宅事業者協議会」が特別協力をすることで、低価格の住宅再建が可能となった。

また、敷地に見合うように配置計画や軽微なプランの変更などを行う際には、能登半島地震復興基金の「住宅再建総合相談・派遣事業」により無料のアドバイザーを派遣するほか、「能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業」の支援を全額受けられるようにした。

能登ふるさと住宅については、輪島市河井町、輪島市門前町道下、穴水町大町地内の3カ所に「モデル住宅」を、石川県住宅供給公社で建設し、被災者や施工者が自由に見学できるように公開したほか、モデル住宅内に住宅相談窓口を設け、被災者の個々の条件に合うような丁寧な助言を行った。

(平成20年12月31日現在)

区分	実績
モデル住宅見学者数(人)	5,541
住宅再建相談者数(件)	1,150



モデル住宅の内部＝輪島市門前町道下

<「能登ふるさとモデル住宅」概要>

- 1 輪島市河井町タイプ
 - (1) 木造平屋建て、2K、専用住宅
 - (2) 延床面積：49.68㎡
 - (3) 施工面積：63.98㎡
 - (4) 本体価格：1100万円(消費税込み)

【輪島市河井町モデル住宅外観】



2 輪島市門前町道下タイプ

- (1) 木造2階建て、3DK、専用住宅
- (2) 床面積
 - 1階床面積：53.00㎡
 - 2階床面積：21.53㎡
 - 延床面積：74.53㎡
- (3) 施工面積：79.50㎡
- (4) 本体価格：1250万円(消費税込み)

【輪島市門前町道下モデル住宅外観】



建設中のモデル住宅の足見学舎を開館＝平成20年1月27日

3 穴水町大町タイプ

- (1) 木造平屋建て、2LDK、住宅(一部店舗として利用可能)
- (2) 延床面積：79.97㎡
- (3) 施工面積：81.98㎡
- (4) 本体価格：1350万円(消費税込み)

【穴水町モデル住宅完成外観】



4 モデル住宅の特徴

- 県産の木材を使用するなど能登の景観に配慮
- 高齢者単身世帯、夫婦世帯を想定し、地震や雪に強く、バリアフリー化に配慮
- 地域の絆、コミュニティ形成のために玄関脇にベンチや緑化などの設置

2 災害公営住宅の建設

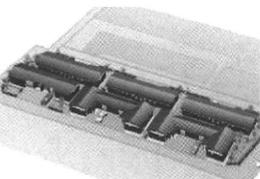
(1) 概要

被災各市区は、平成19年6月頃から、住宅に半壊以上の被害を受けた世帯などに対して、公営住宅の必要性などについてのアンケートやヒアリングを行った。この結果、輪島市と穴水町で公営住宅に入居を希望する住民ニーズがあったことから、災害公営住宅を整備することとした。

(2) 輪島市の対応

輪島市では、市有地に建設する2戸1棟建ての「集合型公営住宅」と、住み慣れた土地で暮らし続けたい被災者のために自宅跡地に建設する「戸建て型公営住宅」の整備を進め、平成21年3月までに全ての公営住宅が完成予定である。

このうち「集合型公営住宅」については、高齢者にも配慮したバリアフリー住宅とするともに、従来のアパートのような形態ではなく、街並み景観にも配慮した木造2階建てまたは、平屋建てとし、合わせて45戸を輪島市内の4カ所の市有地に建設している。



集合型公営住宅の完成イメージ



完成済1号となった災害公営住宅＝平成21年2月25日、輪島市門前町道下

「戸建て型公営住宅」については、敷地の所有権を市に無償提供した上で、輪島市が公営住宅を建設するものであり、入居者が希望すれば将来的には譲渡を受けることも可能である。「能登ふるさとモデル住宅」を参考に街並み景観に配慮したつくりとなっており、4戸建設している。

(3) 穴水町の対応

穴水町では、将来の維持管理コストを考慮して、直接建設するのではなく、民間が新たに建築する集合住宅を借り上げ、公営住宅として被災者に賃貸することとした。

平成21年4月に完成予定である。

災害公営住宅一覧

場所	戸数	完成(予定)時期
横地町(集合型)	11	平成21年3月
宅田町(集合型)	12	2月27日
輪島市 マリノタウン(集合型)	12	3月
松風台団地(集合型)	10	2月25日
門前町(戸建て型)	4	2月～3月
穴水町 川島	12	4月
合計	61	

2 応急仮設住宅入居者への意向調査

県は、七尾市、輪島市、志賀町及び穴水町の4市区に、計10カ所334戸の応急仮設住宅を建設し、ピーク時(平成19年6月29日)には、331戸、329世帯、736人の被災者が入居していた。

平成20年8月、市町が入居世帯に対して再建の意向を調査したところ、当初から災害公営住宅に入居を決めていた約3割の世帯のほか、約6割の世帯は住宅の新築や補修などの自力再建を希望し、残り世帯は親族との同居や民間賃貸住宅への入居などを希望しているという結果であった。

その後(平成21年3月)の意向調査でも、願望する再建による転居が確認できており、入居中の世帯についても、再建中の住宅の完成や災害公営住宅の完成により、期限の5月頃には全世帯が転居する見通しとなっている。

これは公的な住居再建支援に加えて、再建方法に悩む入居者への市町による親身な相談も役立つものと考えられる。

仮設住宅入居者の住宅再建動向 (世帯)

区分	平成19年6月29日(ピーク時)	平成20年8月末	平成21年3月31日
応急仮設住宅入居者数	329	190	132
再建方法			
建設・購入・補修		123	63
災害公営住宅		58	58
その他		9	11
合計		190	132

2 地域の特徴ある産業・経済の再建・復興

1 輪島漆器・酒造業・商店街に対する支援

(1) 概要

県が重点支援業種と位置づけた輪島漆器、酒造業、商店街の3業種に対しては、能登半島地震被災中小企業復興支援基金による支援メニューを活用し支援を行った。

具体的には、各業種が市町、商工団体、被災者などで構成される復興委員会(輪島漆器1、酒造業1、商店街7)を結成し、そのうえで、それぞれが策定する5年間の「復興計画」に基づいて、能登半島地震被災中小企業復興支援基金の様々な支援メニューを活用している。

この方式により、これら3業種はそれぞれの被害状況や現場のニーズに基づいて、自主的かつ計画的に複数の支援メニューを選択することができ、県は、効率的に復興支援を実施できた。

(2) 施設・設備の復旧状況

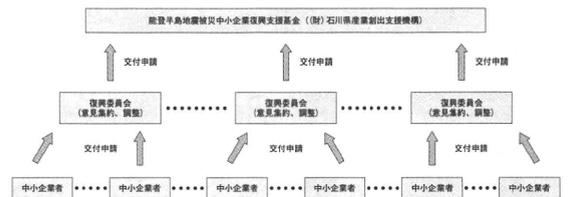
3業種の事業活動の場となる施設・設備の復旧状況については、平成21年1月31日現在で、全半壊した事業所203件中167件(82.3%)が復旧工事に着手している。

そのうち、工事が完了したものは141件であり、全半壊した事業者の約7割(69.5%)となっている。

3業種企業事業用施設等の復旧状況 (平成21年1月31日現在)

項目	全壊	半壊	合計
件数	79	124	203
着手済	62	105	167
工事完了	53	88	141

復興委員会の位置づけ



(3) 3業種ごとの支援事業別進捗状況

① 輪島漆器

ア 個別企業の事業用施設設備復旧費助成
全半壊した事業所78件(全壊46件、半壊32件)中51件(65.4%)が復旧工事に着手している。
そのうち、工事が完了したものは、42件で、全半壊した漆器業者の約5割(53.8%)となっている。
工事が未完了の事業者については、事業を継続しながら、復旧工事の必要性や内容などを検討している状況にある。



事業所の被害状況



復興後の状況

イ 共同施設の整備・復旧費助成

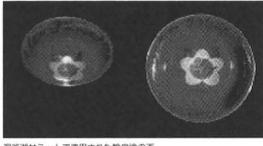
被害を受けた共同施設は、精塗工場と漆器会館である。
精塗工場については、駐車場等の舗装や側溝、下水道が破損したが、平成19年6月に復旧工事が完了した。
漆器会館については、破損した内外壁、床、階段、消防設備、外構などについて、平成20年3月に修繕工事が完了した。今後、排水処理施設の配管などについて修繕を行い、復旧工事が完了する予定である。

ウ 保管庫借上費助成

平成19年度は9事業者、平成20年度は7事業者が商品を収納する代替施設として保管庫を借り上げている。
エ 共同ソフト事業への助成
被災事業者は、共同で販売促進キャンペーンや首都圏における展示会の開催など復興に向けた販路開拓事業等に取り組んでいる。
平成19年度は、「元気です!輪島」、「元気です!能登半島」など首都圏における物産展の開催や、名古屋の「ドームやきものワールド」への出展を行うとともに、販売促進のためのパンフレットの作成やインターネットによるショッピングモールの開設など幅広く復興に向けた販路開拓事業等を実施した。
平成20年度についても、引き続き、様々な物産展などを開催したほか、7月の北海道洞爺湖サミットを契機とした販路開拓事業として、同サミットの歓迎夕食会における乾杯用の壺の製作や海外からのオーダーに対応したネット販売システムによる壺の世界同時販売などを実施し、国内外に向けて、輪島漆器の復興を広くアピールした。



ドームやきものワールド



洞爺湖サミットで使用された輪島産の壺

② 酒造業

ア 個別企業の事業用施設設備復旧費助成
地震による酒造業に対する被害は甚大なもので、特に輪島市内の酒造業者においては、蔵の倒壊、タンクの破損などにより存続の危機に直面した。
しかし、現在では、全壊した5事業所全てが復旧工事に着手し、概ね工事を完了しており、自社での酒造りを本格化させている。



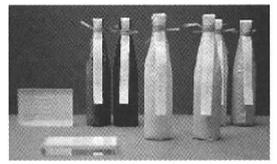
倒壊した酒蔵



復興後の状況

イ 保管庫借上費助成

平成19年度は5事業所全てが、平成20年度は1事業所が、引き続き酒を仕込むタンクの代替施設として保管庫を借り上げている。
ウ 共同ソフト事業への助成
販売促進キャンペーンなど被災事業者が共同で取り組む復興に向けた販路開拓事業等としては、地震により大きな被害を受けた能登の酒造業者が一体となって、能登の清酒のブランド化を図る「能登清酒ブランド」を展開したほか、「元気です!能登半島」能登輪島物産展や「東西有名寿司と全国うまいもの大会」など首都圏で開催される物産展への出展、地元輪島市での「輪島産ありがとう市」への出展など、様々な物産展へ出展した。



能登清酒ブランドプロジェクトの開始



「元気です!能登半島」能登輪島物産展

③ 商店街

ア 個別企業の事業用施設設備復旧費助成
復興委員会を設置している7商店街(輪島市4商店街、穴水町3商店街)において、店舗などが全半壊以上の被害を受け、再建を計画している120件(全壊28件、半壊92件)のうち111件、全体の約9割(92.5%)が復旧工事に着手しており、既に工事が完了したものは95件で全体の約8割(79.2%)を占めている。
復旧工事に未着手の事業者については、大部分は営業をしながら、復旧工事の規模、資金の目途などを検討し、工事着手への準備を進めている状況にある。

各商店街の復旧状況

市町	商店街	平成21年1月31日現在		
		全半壊件数	工事着手 (注釈の内訳)	工事完了 (注釈の内訳)
輪島市	維持寺通り商店街	27	26	26
	新橋まちなみ商店街	7	7	7
	本町商店街	8	6	6
	まんなか商店街	9	6	6
	(小計)	51	45	45
穴水町	大町商店街	24	22	16
	中央商店街	19	19	14
	川島東商店街	26	25	20
	(小計)	69	66	50
合	計	120	111	95



全壊した店舗(地震直後)



再建された店舗(復旧後)

イ 商店街仮設店舗設置費助成

店舗施設の復旧のために仮設店舗を設置した事業者は、5商店街で10事業者であり、すでに9事業者が店舗の再建を完了している。

商店街別の仮設店舗設置状況

市町	商店街	平成21年1月31日現在	
		仮設店舗設置 事業者数	うち 再建完了
輪島市	維持寺通り商店街	6	6
	新橋まちなみ商店街	1	1
	本町商店街	1	1
	まんなか商店街	1	1
	(小計)	9	9
穴水町	中央商店街	1	0
	(小計)	1	0
合	計	10	9

ウ 共同施設の整備・復旧費助成

商店街の共同施設については被害は比較的小さく、早急な復旧が必要なものはない。急を要しないものにつき、平成20年度から平成22年度にかけて、輪島市の4商店街で復旧整備が予定されている。

<商店街別の商店街共同施設の復旧整備>

- ・まんなか商店街(輪島市)
【共同倉庫の整備】(平成20年10月に完了)
- ・維持寺通り商店街(輪島市門前町)

「コミュニティ施設(もぜんや)の改修」
(平成21年度予定)

- ・本町商店街(輪島市)
「商店街事務所の修繕」(平成21年度予定)
- ・新橋まちなみ商店街(輪島市)
「商店街事務所兼モデル店舗の整備」
(平成22年度予定)
- ・維持寺通り商店街(輪島市)
街路整備事業に合わせた「街路灯の修繕」
(平成22年度予定)

エ 保管施設借上費助成

平成19年度は7商店街で14事業者、平成20年度は5商店街で7事業者(うち輪島市の5事業者は全て19年度からの継続借上)が店舗や倉庫などの復旧のために、一時的に商品などを保管する施設を借り上げている。

商店街別の保管施設借上状況

市町	商店街	平成21年1月31日現在	
		H19年度	H20年度
輪島市	維持寺通り商店街	2	0
	新橋まちなみ商店街	5	3
	本町商店街	2	1
	まんなか商店街	11	1
	(小計)	22	5
穴水町	大町商店街	1	1
	中央商店街	1	1
	川島東商店街	1	0
	(小計)	3	2
合	計	14	7

オ 共同ソフト事業への助成

各商店街では、被災した商店街や地域に元気や活気を取り戻そうと、平成19年度から復興のイメージと賑わいづくりに向けた各種イベントの開催、商店街オリジナル商品の開発、復興のアピールと県内外からの誘客促進を図るため商店街ホームページの作成・充実による情報発信などに取り組んできている。

<主な共同ソフト事業の実施状況>

- ・維持寺通り商店街(輪島市門前町)
イベント「門前大市」の開催
(平成19年10月、平成20年10月)
- イベント「門前そばの日」の開催
(平成20年3月)
- 商店街オリジナル商品(Tシャツ、エコパッ

クなどの開発 (平成19~20年度)
商店街統一の作業衣、暖簾の製作(平成19年度)
商店街ホームページの充実(平成19~20年度)

- ・新橋まちなみ商店街(輪島市)
イベント「和太鼓コンサート」の開催
(平成19年9月)
商店街統一ユニフォームの製作(平成19年度)

- ・本町商店街(輪島市)
イベント「本町朝市秋・冬味祭り」の開催
(平成19年10月、平成20年2月)
イベント「朝市・午後の市」の開催
(平成20年5月)
有力旅行雑誌による全国発信事業
(平成19年度、平成20年度)

- ・まんなか商店街(輪島市)
イベント「復興三夜踊り」の開催
(平成19年8月、平成20年8月)
まんなかで買物事業(買物ワゴンツアー)運行
(平成19年12月~平成20年3月)
まんなか商店街マップ作成事業(平成19年度)

- ・大町商店街(穴水町)の開催
イベント「復興益踊り」の開催
(平成19年8月、平成20年8月)
イベント「カフェ・ロエール祭」の開催
(平成19年8月、平成20年8月)
復興ブログ(商店街ホームページ)の開設
(3商店街共同事業) (平成19年度)

- ・中央商店街(穴水町)
イベント「神戸市との震災復興交流事業」の開催
(平成19年7月)
イベント「復興市(テント市)」の開催
(平成19年9月~11月、平成20年4月~11月)
復興ブログ(商店街ホームページ)の開設
(3商店街共同事業) (平成19年度)

- ・川島東商店街(穴水町)
イベント「復興緑日」の開催
(平成19年9月、平成20年9月)
イベント「復興ガーデンパーティ&ワインツア」の開催(平成19年9月、平成20年9月)
イベント「復興応援ありがとう市」の開催
(3商店街共同事業) (平成19年12月)



門前大市=輪島市維持寺通り商店街



復興夕市=穴水町中央商店街

② 販路開拓への支援

(1) 概要

能登半島地震からの力強い復興のため、重点支援3業種に対する支援のほか、商工会議所・商工会などが開催する復興展や中小企業の販路開拓事業等に対する4つの補助制度として、①販路開拓等支援事業、②復興1周年事業、③能登ふるさと博関連事業を創設するとともに、ICT(情報通信技術)を活用し、能登の魅力を全国に発信する④能登半島☆全国発信プロジェクトに着手した。
これらは、被災地域からの要望を踏まえ、各企業が生活の確保・応急の施設復旧といった段階から、本格的な施設復旧及び事業の復興の段階に移行しつつある時期を捉えて創設したものである。

(2) 支援事業の進捗状況

① 販路開拓等支援事業

全ての被災中小企業者等(商工会議所・商工会、組合、中小企業者等)を対象として、販路開拓や新商品開発などの取り組み321件について助成し、支援を行った。
321件の内訳としては、商工会議所に対しての、珠洲からの風、珠洲夏祭り(平成20年6月)などのイベント等11件、商工会に対しての、能登かきフェアの開催(平成20年1月)など11件、組合に対しての、輪島スタンプグラ